

第 2 期障がい者計画  
第 7 期智頭町障がい福祉計画  
第 3 期智頭町障がい児福祉計画  
(案)

令和 6 年 3 月

智頭町

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	4
4	計画策定の体制	4
5	計画の推進体制	5
6	計画の実施状況の点検及び評価	5

## 第2章 障がいのある人等の現状

1	障害者手帳所持者数の状況	6
2	難病のある人の状況	14
3	障がいのある子どもの状況	15
4	障がい福祉サービスの利用状況	17
5	障がいのある人の雇用状況	21
6	民生委員・児童委員等の状況	22
7	保健サービスの利用状況	23
8	第5期智頭町障がい福祉計画の実施状況	24
9	第1期智頭町障がい児福祉計画の実施状況	32

## 第3章 第2期智頭町障がい者計画

1	生活支援	34
2	保健・医療	39
3	安全・安心	42
4	情報アクセス・コミュニケーション支援	44
5	生活環境	46
6	雇用・就業、経済的自立の支援	48
7	教育、文化・芸術活動、スポーツ	50
8	あいサポート運動の推進等	52
9	差別の解消及び権利擁護の推進	53

## 第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

1	計画の目的及び特徴	55
2	計画期間中の状況推移	55
3	障害福祉サービスの体系	56
4	第7期障がい福祉計画の数値目標	57
5	障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	61
6	地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策	70

## 第5章 第3期智頭町障がい児福祉計画

1	計画の目的及び特徴	76
2	第3期障がい児福祉計画の数値目標	76
3	障害児福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	80
4	障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	82

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本町では、平成27年3月に障害者基本法に基づき「智頭町障がい者計画」【計画期間：平成27年度～平成35年度（令和5年度）】を策定し「ともに生きる地域社会の構築」を基本理念として、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせる地域社会の実現に向け取り組んでいます。

また、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法に基づき、「第6期智頭町障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」【計画期間：令和3年度～令和5年度】を一体的に策定し、サービスの数値目標・事業目標を定め、サービス提供体制基盤の整備を進めております。

そのような中、智頭町では令和元年7月に国から「SDGs未来都市」に選定されるという、大きな動きがありました。「SDGs未来都市」とは、「持続可能な開発目標」という意味を持つSDGsの2030年までに「誰一人取り残さない」という理念の達成の為に優れた取組を行う都市が選定されるものです。智頭町は「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」という第7次総合計画の将来像や独自性のある住民自治の取組が評価され、「SDGs未来都市」に選定されました。今後もその名にふさわしい「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」向けて障がい者支援にも一層の努力を重ねて参ります。

そうして現在、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「智頭町障がい者計画」、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条20項の規定に基づく「第6期智頭町障がい福祉計画」並びに「第2期障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度に終了することから、「第2期智頭町障がい者計画」【計画期間：令和6年度～令和14年度】及び「第7期智頭町障がい福祉計画」並びに「第3期障がい児福祉計画」【計画期間：令和6年度～令和8年度】を新たに一体的に策定することとします。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条の3に基づく「障がい者計画」及び障がい者基本法障害者総合支援法第88条に定める「障がい福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

### ○障害者基本計画等（抜粋）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

## 第1章 計画の概要

- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

### ○障害者総合支援法（抜粋）

第八十八条 市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援事業又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画において、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努める。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援事業又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援事業又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○児童福祉法（抜粋）

- 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる次項を定めるものとする。
    - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
    - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
  - 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる次項について定めるように努めるものとする。
    - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
    - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、その他の関係機関との連携に関する事項
  - 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
  - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を策定するよう努めるものとする。
  - 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
  - 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
  - 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
  - 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の期間を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
  - 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
  - 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

「智頭町障がい者計画」では、基本理念として「ともに生きる地域社会の構築」を掲げています。

障がいのある方が自己の決定で社会参加し、自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備、また障がいのない人が障がいについて理解を深め、具体的な行動に移すことができる取組が必要となります。

このようなことから、障がいのある人もない人も、一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない個人として、お互いに尊重し、理解し、助け合うことができる、共に生きる地域社会の実現を目指します。

## 第1章 計画の概要

### 3 計画の期間

「第2期智頭町障がい者計画」は令和6年度から令和14年度までの9年間で、「第7期智頭町障がい福祉計画」及び「第3期智頭町障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とします

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	～令和14年度	
障がい者計画 (障害者基本法 第11条3項)	智頭町障がい者計画			第2期智頭町障がい者計画				
障がい福祉計画 (障害者総合支援 法第88条)	第6期智頭町障がい福祉計画			第7期智頭町障がい福祉計画			第8次	第9次
障がい児福祉計画 (児童福祉法 第33条20項)	第2期智頭町障がい児福祉計画			第3期智頭町障がい児福祉計画			第4次	第5次

本計画の対象期間

### 4 計画策定の体制

#### (1) 第7期智頭町障がい福祉計画・第3期智頭町障がい児福祉計画策定委員会の設置

策定にあたり「第7期智頭町障がい福祉計画・第3期智頭町障がい児福祉計画策定委員会」を設置しました。

この委員会は、関係者団体の代表者や有識者、障がいのある人又はその家族の代表のほか、保健・医療・福祉・雇用・教育等の関係者で構成され、本町の障がい者福祉施策を推進するためのさまざまなご意見をいただきました。

#### (2) 県東部圏域での連携

障がい福祉施策の着実な実施には、広域的な取組が必要となります。計画策定にあたり、県東部1市4町との協議、調整を行い、目標の設定、各種サービスの事業量の見込みを反映しました。

## 5 計画の推進体制

障がい者施策は、保健・医療・福祉のみでなく、教育、雇用、建設などのあらゆる分野に及んでいるため、各分野との連絡・連携を緊密にし、総合的に計画を推進しています。

計画の推進にあたっては、町民、国、県、医療機関、関係団体、企業及びサービス提供事業者の理解と協力が不可欠であるため、十分に連携を図ります。

## 6 計画の実施状況の点検及び評価

各年度におけるそれぞれの事業実績等をふまえ、各年度末には年度計画の実施状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

障がい福祉サービス利用者や障がい者団体との意見交換などをふまえ、施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施します。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### 1 障害者手帳所持者数の状況

#### 【人口】

区分	人口	18歳未満	18～64歳	65歳以上
男	2,967人	343人	1,438人	1,186人
	(-245人)	(-69人)	(-184人)	(+8人)
女	3,386人	344人	1,390人	1,652人
	(-258人)	(-20人)	(-206人)	(-32人)
合計	6,353人	687人	2,828人	2,838人
	(-503人)	(-89人)	(-390人)	(-24人)

※（）内の数字は前回令和2年3月31日時点からの増減値

(令和5年3月31日現在 税務住民課)

#### 【障害者手帳所持者の状況】

区分	手帳所持者数	18歳未満の所持者数	18～64歳の所持者数	65歳以上の所持者数
	3障害全体に対する割合	障がい種別に対する割合	障がい種別に対する割合	障がい種別に対する割合
身体障がい者	344人	2人	60人	282人
	60.78%	0.58%	17.44%	81.98%
知的障がい者	117人	9人	76人	32人
	20.67%	7.69%	64.96%	27.35%
精神障がい者	105人	2人	70人	33人
	18.55%	1.90%	66.67%	31.43%
合計	566人	13人	206人	347人
	100.00%	2.30%	36.40%	61.31%

※各障がい者の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

(令和5年3月31日現在 福祉課)

○令和5年3月31日における智頭町の人口は6,353人です。

そのうち、障害者手帳所持者は566人で、総人口の約8.9%を占めています。

○令和5年3月31日現在、障害者手帳所持者の内訳は、身体障がいのある人が344人、知的障がいのある人が117人、精神障がいのある人が105人です。身体障がいのある人が全体の60%を占めていますが、第6期計画時よりも6%減少し、その分知的障がい・精神障がいのある人の割合が上昇しています。

○年齢別にみると、者手帳保持者の61.31%が65歳以上の高齢者ですが、身体障がいのある人は65歳以上の高齢者が8割以上を占め、障がい者の全体の約50%になります。対して、知的・精神障がいのある人は18～64歳の割合が6割強であり、障がい種別毎に全く異なる傾向となっています。



(1) 身体障がいのある人の状況

①等級別

区分	手帳所持者数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成30年度	403人	115人	59人	76人	107人	26人	19人
	100%	28.78%	14.64%	18.86%	26.55%	6.45%	4.71%
令和元年度	401人	120人	62人	71人	101人	27人	20人
	100%	29.93%	15.46%	17.70%	25.19%	6.73%	4.99%
令和2年度	391人	118人	56人	69人	104人	25人	19人
	100%	30.18%	14.32%	17.65%	26.60%	6.39%	4.86%
令和3年度	366人	118人	44人	50人	114人	21人	19人
	100%	32.24%	12.02%	13.66%	31.15%	5.74%	5.19%
令和4年度	344人	111人	43人	45人	106人	20人	19人
	100%	32.27%	12.50%	13.08%	30.81%	5.81%	5.52%

※各等級の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

(各年度3月31日現在 福祉課)

○手帳所持者の等級の占める割合では、中度の障がい（3、4級）と重度の障がい（1、2級）が同等割合となっており、それぞれが約4割を占めています。

②種類別

区分	手帳所持者数	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	内部	肢体
平成30年度	403人	21人	33人	3人	94人	252人
	100%	5.21%	8.19%	0.74%	23.33%	62.53%
令和元年度	401人	22人	31人	2人	97人	249人
	100%	5.49%	7.73%	0.50%	24.19%	62.09%
令和2年度	391人	24人	30人	2人	98人	237人
	100%	6.14%	7.67%	0.51%	25.06%	60.61%
令和3年度	366人	22人	31人	3人	97人	213人
	100%	6.01%	8.47%	0.82%	26.50%	58.20%
令和4年度	344人	21人	27人	3人	89人	204人
	100%	6.10%	7.85%	0.87%	25.87%	59.30%

※各種類の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

(各年度3月31日現在 福祉課)

○種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### ③種別・等級別

種別	1級			2級			3級		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	8	7	4	8	6	8	0	1	2
聴覚・平衡機能障害	0	2	2	6	5	4	6	6	3
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	1	1	1	1	1
肢体不自由	37	41	40	41	30	28	57	38	36
内部機能障害	73	68	65	1	2	2	5	4	3
計	118	118	111	56	44	43	69	50	45

種別	4級			5級			6級		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	4	5	4	2	1	1	2	2	2
聴覚・平衡機能障害	7	9	9	0	0	0	11	9	9
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	1	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	73	77	74	23	20	19	6	7	7
内部機能障害	19	22	18	0	0	0	0	1	1
計	104	114	106	25	21	27	19	19	19

(各年度3月31日現在 福祉課)

○障害種別によっては存在しない等級があり、それにより等級毎の所持者数には偏りがあります。例えば、音声・言語・そしゃく機能障害、内部機能障害には5・6級が存在しないため、全体的にも5・6級は少ないですが、1級などは聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害には存在しないものの、内部機能障害の7割近くが1級に偏っているため全体的な所持者は多くなっています。

④申請種別・等級別

種別	1級			2級			3級		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付申請	10	9	8	2	2	1	1	3	3
再交付申請	14	15	10	1	3	5	2	2	6
居住地等変更届	0	0	1	0	0	0	0	0	2
返還書	22	16	20	2	8	8	10	10	8
計	46	40	39	5	13	14	13	15	19

種別	4級			5級			6級		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付申請	3	5	3	1	0	0	0	2	2
再交付申請	4	4	8	1	0	1	0	0	0
居住地等変更届	1	2	0	0	0	0	0	0	0
返還書	5	13	10	4	2	1	1	1	4
計	13	24	21	6	2	2	1	3	6

(各年度3月31日現在 福祉課)

※再交付申請は10年毎の再交付の他、等級の変更、紛失、破損等、複数の要因での申請が含まれます。  
 ※返還書については、再交付申請によって新しい手帳の受け取った際に古い手帳を返還する場合の他、所持者の死亡による返還が含まれます。

○全体的な傾向として1級の申請が多い傾向にあります。これは所持者全体に占める1級の割合が多いことも一つの要因ですが、同時に1級の多くを占める内部機能障害の中には、取得後数年で再認定を必要とする場合があり、その為再交付申請とそれに伴う返還書の件数が多くなるのが一因だと考えられます。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### ⑤申請種別・年齢別

#### 〈令和2年度〉

種別	10代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計
視覚障害	0	0	0	0	1	1	1	3
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	2	1	1	1	5
内部機能障害	0	0	1	0	4	3	1	9
合計	0	0	1	2	6	5	3	17

#### 〈令和3年度〉

種別	10代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計
視覚障害	0	0	0	0	1	0	1	2
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	1	1	0	2
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	1	0	1
肢体不自由	0	0	1	1	0	2	0	4
内部機能障害	0	1	0	0	2	4	6	13
合計	0	1	1	1	4	8	7	22

#### 〈令和4年度〉

種別	10代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計
視覚障害	1	0	0	0	1	1	1	4
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	1	1
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	2	3	1	0	6
内部機能障害	0	0	1	0	2	2	0	5
合計	1	0	1	2	6	4	2	16

※20代30代の申請実績は無かったため、申請実績のあった世代のみを記載しています。

(各年度3月31日現在 福祉課)

○若年層ほど申請数は少なく、加齢に伴い申請数が増加し、70・80代をピークに申請数が減少しています。また、肢体不自由や内部機能障害が比較的若い年代から申請実績があるのに対して、聴覚・平衡機能障害は（中でも聴覚障がい）は60代以下の申請実績が無いなど、他の障がい種別に比較してより高齢者に申請が多い傾向が見られました。

⑥自立支援医療（更生医療）受給者数

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
聴覚障害		0人	0人	1人
心臓機能障害		3人	1人	1人
腎臓機能障害	透析医療	16人	16人	16人
	免疫抑制医療	2人	2人	2人

※年度を通して一度でも利用があった受給者の実人数を計上しています。

（各年度3月31日現在 福祉課）

○自立支援医療（更生医療）の受給者数は、近年横ばい傾向にありますが、透析医療については受給者の入れ替わりが多く、利用終了者と新規利用者の増減が釣り合った結果毎年同数の利用となっている状況です。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### (2) 知的障がいのある人の状況

#### ①障がい程度別

区分	手帳所持者数	A判定	B判定
平成30年度	111人	29人	82人
	100%	26.13%	73.87%
令和元年度	111人	32人	79人
	100%	28.83%	71.17%
令和2年度	116人	31人	85人
	100%	26.72%	73.28%
令和3年度	117人	29人	88人
	100%	24.79%	75.21%
令和4年度	117人	27人	90人
	0%	23.08%	76.92%

※各障がい程度の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

(各年度3月31日現在 福祉課)

○知的障がいのある人の障がい程度をみると、B判定（軽度）所持者が7割を占めています。

#### ②申請種別

種別	A			B		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付申請	0	0	0	4	2	2
再交付申請	0	0	2	3	2	5
再判定依頼書	0	0	0	0	0	0
居住地等変更	0	0	2	1	6	2
返還届	0	0	3	0	6	0
計	0	0	7	8	16	9

(各年度3月31日現在 福祉課)

※再交付申請は等級の変更、紛失、破損等、複数の要因での申請が含まれます。

※返還書については、再交付申請によって新しい手帳の受け取った際に古い手帳を返還する場合の他、所持者の死亡による返還が含まれます。

○療育手帳については所持者の7割がB判定ということもあり申請全体を見てもB判定の方の申請が多い状況にあります。また、療育手帳に関しては、20歳から50歳にかけて10年毎の再判定が必要なため、第6期期間中には実績が無いものの、再判定の申請件数は横ばい傾向にあります。

(3) 精神障がいのある人の状況

①障がい程度別

区分	手帳所持者数	1級	2級	3級
平成30年度	82人	11人	67人	4人
	100%	13.41%	81.71%	4.88%
令和元年度	87人	11人	71人	5人
	100%	12.64%	81.61%	5.75%
令和2年度	97人	12人	80人	5人
	100%	12.37%	82.47%	5.15%
令和3年度	100人	13人	81人	6人
	100%	13.00%	81.00%	6.00%
令和4年度	105人	11人	86人	8人
	100%	10.48%	81.90%	7.62%

※各障がい程度の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

(各年度3月31日現在 福祉課)

○精神障がいのある人は年々増加傾向にあります。

障がいの程度をみると、2級所持者が8割強を占めています。

②申請種別

種別 \ 級別	1級			2級			3級		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規申請	0	1	0	6	2	5	1	5	5
継続申請	3	6	9	17	36	30	1	1	1
計	3	7	9	23	38	35	2	6	6

(各年度3月31日現在 福祉課)

○申請件数の傾向自体は等級の割合とある程度比例しますが、精神障害者保健福祉手帳に関しては有効期間が2年間と短い為、他2障がいに比べて継続申請(=再交付申請)の件数が多くなっています。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### ③自立支援医療（精神通院）受給者数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	102人	104人	66人	133人	135人

（各年度3月31日現在 福祉課）

○自立支援医療（精神通院）の受給者数は、年々増加傾向にあります。なお、令和2年度の前年で人数に大きな差が生じているのは、3月31日時点で手続きの完了している件数をベースに受給者数を算出しているため（更新手続きの可能な期間が3カ月間あるため）、コロナ禍による感染予防措置の一環で手続き不要での自動更新措置がとられ行っていない人員の。

## 2 難病のある人の状況

### （1）指定難病認定患者数、小児慢性特定疾病認定患者数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病認定患者数	44人	42人	48人	54人	54人
小児慢性特定疾病 認定患者数	8人	7人	7人	5人	5人
合計	52人	49人	55人	59人	59人

（各年度3月31日現在 鳥取市保健所保健医療課／健康・子育て推進課）

○難病のある人全体の状況は増加傾向にあり、指定難病認定患者数は増加していますが、反面小児慢性特定疾病認定患者数は減少傾向にあります。これについては、難病のある人全体の傾向とは別に、冒頭の人口資料からも分かるように若年層の人口減少が進んでいることが背景にあると考えられます。



### 3 障がいのある子どもの状況

#### (1) 特別支援学校への就学状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	0人	0人	0人	1人	2人
中学部	0人	1人	1人	3人	4人
高等部	6人	4人	3人	3人	2人
合計	6人	5人	4人	7人	8人

(各年度5月1日現在 教育課、各特別支援学校高等部)

○特別支援学校への就学状況は、第5期計画以降では令和5年度が最多となっています。第5期計画以前には同程度の水準の時期もありましたが、第5期計画策定時点の18歳未満人口(861人)から20%程度減少していることを鑑みると、支援の必要な児童の比率は高まっていることが読み取れます。

#### (2) 特別支援学級の状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	3学級	3学級	4学級	3学級	3学級
	11人	8人	13人	9人	13人
中学校	3学級	3学級	3学級	2学級	2学級
	3人	6人	6人	4人	6人
合計	6学級	6学級	7学級	5学級	5学級
	14人	14人	19人	13人	19人

(各年度5月1日現在 教育課)

○前述の特別支援学校の状況同様、児童の特別支援学級への在籍状況は第5期計画以降では令和5年度が最多となっています。この点からも支援の必要な児童の比率は高まっていることが読み取れます。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### (3) 学校外の子育て支援の状況

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号認定	0人	0人	0人	0人	0人
第2号認定	3人	2人	0人	0人	1人
第3号認定	0人	0人	3人	2人	0人
放課後児童クラブ	1人	1人	5人	5人	10人
合計	4人	3人	8人	7人	11人

#### (参考) 各区分の概要

サービス種別	内容
第1号認定区分での施設利用	幼稚園、認定こども園などの受入施設で、満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
第2号認定区分での施設利用	保育所、認定こども園などの受入施設で、保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
第3号認定区分での施設利用	保育所、認定こども園などの受入施設で、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後児童クラブ	保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えます。

○現在智頭町にはない第1号認定施設を除く各区分において支援体制の提供を行っています。

乳幼児健診や巡回支援専門員の巡回訪問等により支援の必要な児童の早期発見に努め、未就学時点から就学後まで切れ目の無い支援の提供を目指しています。

○放課後児童クラブの利用者も特別支援学級等の利用者増加と比例して増加傾向が見うけられます。この点の要因については、単に障がい児が増加したのみとは断定できず周辺環境の整備に伴い、これまでに以上に支援へ繋がる割合が増えた可能性もあるため、増加の要因については継続して注視して参ります。

## 4 障害福祉サービスの利用状況

## (1) 障がい者

サービス区分	利用者数	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病	
		町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外
居宅介護（ホームヘルプ）	13人	1人	2人	3人	2人	5人	0人	0人	0人
重度訪問介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
同行援護	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
行動援護	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
短期入所（ショートステイ）	5人	0人	2人	0人	2人	0人	1人	0人	0人
療養介護	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
生活介護	31人	2人	6人	3人	16人	0人	4人	0人	0人
施設入所支援	21人	0人	4人	0人	15人	0人	2人	0人	0人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立生活援助	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労継続支援A型	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人
就労継続支援B型	71人	10人	1人	25人	11人	16人	8人	0人	0人
共同生活援助（グループホーム）	18人	3人	1人	5人	3人	0人	6人	0人	0人
合計	164人	16人	18人	37人	50人	21人	22人	0人	0人

※障がい重複している利用者の場合、主たる障がいについてカウントしています。

※複数のサービスを利用している場合、各サービスそれぞれで1人とカウントしています。

※「町内」とは町内に所在する事業所を利用している場合を、「町外」とは町外に所在する事業所を利用している場合を指します。

（令和5年12月31日現在 福祉課）

○現在、障害福祉サービスを利用している障がい者は、延べ164人（実人数は112人）です。

○重度訪問介護や同行援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援については、現在利用がありません。

○療養介護、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活支援、就労定着支援、自立生活支援自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型を提供する事業所が町内になく、町外の事業所を使わざるを得ない状況にあります。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### (2) 障がい児

サービス区分	利用者数	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病	
		町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外
児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
保育所等訪問	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
医療型児童発達支援	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
合 計	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人

※精神障がいには、発達障がいも含まれます。

※「町内」とは町内に所在する事業所を利用している場合を、「町外」とは町外に所在する事業所を利用している場合を指します。

(令和5年12月31日現在 福祉課)

○現在、障害児通所支援事業を利用している障がい児は1人です。

○難病のある子どもについては、現在利用者がありません。

○児童発達支援や保育所等訪問、放課後等デイサービスについては、現在利用者がありません。

○障がい児福祉サービス事業所は町内になく、町外の事業所を使わざるを得ない状況にあります。

(3) 障がい支援区分認定者数

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合
区分1	0	1	1	0	1	0	0	0	3	4.76%
区分2	0	2	1	3	1	3	3	0	13	20.63%
区分3	0	0	2	4	3	2	2	0	13	20.63%
区分4	0	0	4	4	4	4	2	0	18	28.57%
区分5	0	0	0	1	1	4	1	1	8	12.70%
区分6	0	1	1	3	0	2	0	1	8	12.70%
合計	0	4	9	15	10	15	8	2	63	
割合	0.00%	6.35%	14.29%	23.81%	15.87%	23.81%	12.70%	3.17%		

※サービス種別によっては、障がい支援区分認定は不要なためサービス利用者数とは一致しません。

(令和5年12月31日現在 福祉課)

○支援区分の認定が付いている方は第6期の時点の65人から2人減っておりますが、障がい福祉サービス利用者全体に占める割合としては約56%と、第6期と同じ割合で推移しております。

○区分別の割合は、一般的な施設入所要件である区分4以上の方が約54%を占め、50歳以上の施設入所要件である50歳以上かつ区分3の方を含めると約65%となり、どちらの点においても第6期計画時よりも上昇していることが言えます。

○一方で年代別の割合は、30代から60代で全体の約77%を占めており第6期と同傾向にあります。60代以降の高齢者の割合は若干減少しており、全体的な傾向としては50代未満の区分の重い人が増加傾向にあると言えます。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### (4) サービス利用者 障がい種別・年齢別

年齢	身体障がい			知的障がい			精神障がい		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10代	1人	0人	0人	3人	1人	1人	1人	1人	1人
20代	1人	1人	1人	8人	11人	11人	4人	4人	4人
30代	3人	2人	2人	12人	10人	10人	4人	5人	6人
40代	6人	8人	8人	14人	14人	14人	7人	2人	2人
50代	1人	0人	0人	9人	8人	9人	5人	7人	7人
60代	6人	5人	6人	19人	16人	15人	12人	12人	11人
70代	2人	2人	2人	3人	5人	6人	4人	6人	6人
80代	1人	1人	1人	2人	2人	2人	0人	0人	0人
90代	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	21人	19人	20人	70人	67人	68人	37人	37人	37人

※障がい種別については、重複障がいの場合、所持している各障がいで1人としてカウントするため合計しても実利用者数とは一致しません。

(各年度3月31日現在 福祉課)

○知的障がいのある利用者が最も多く、次いで身体障がい・精神障がいという状況が平成29年度までの状況でしたが、平成30年度以降は精神障がいを所持する利用者が年々増加しており、身体障がいを所持する利用者の数を上回っています。

## 5 障がいのある人の雇用状況

## (1) 雇用率の状況

区分	智頭町役場	鳥取県民間企業
障がい者雇用率	1.97%	2.47%

(令和5年6月1日現在 鳥取労働局)

○令和5年6月1日における智頭町役場の障がい者雇用率は1.97%で(実雇用4.0人 不足1.0人)、国及び地方公共団体の法定雇用率2.6%を下回っています。なお、11月1日時点で雇用率は2.46%となり(実雇用5.0人 不足0.0人)目標値を達成しております。実雇用における障がい種別の内訳としては精神障がい 4人・知的障がい 1人となっています。また、これらの障がい者雇用率に計上できない短時間雇用として、身体障がい 1人の雇用があります。

○令和5年6月1日における鳥取県民間企業の障がい者雇用率は2.47%で、民間企業の法定雇用率2.3%を上回っています。

## (2) 福祉施設から一般就労への移行状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
一般就労への移行	3人	1人	0人	0人	2人

(各年度3月31日現在、令和5年度のみ12月31日現在 福祉課)

○福祉就労から一般就労への移行は、令和2年以降実績がありませんでしたが、令和6年1月時点で一般就労への移行見込のある対象者が2人いるため、令和5年度末実績見込を2人としています。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### 6 民生委員・児童委員等の状況

#### (1) 民生員・児童委員数、身体・知的障がい者相談員数の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員	30人	29人	29人	29人	30人
主任児童委員	2人	2人	2人	2人	2人
身体障がい者相談員	1人	2人	2人	2人	2人
知的障がい者相談員	1人	1人	1人	1人	1人

(各年度4月1日現在 福祉課)

○令和元年度～令和3年度にかけて、民生委員・児童委員は1人の欠員が出ており計31人でしたが、令和4年12月の委員改選時に定数の32人が揃っております。そのうち、2名が主任児童委員です。また、令和元年度に1名欠員が出ていたものの、身体障がい者相談員は2名、知的障がい者相談員は1名の体制で活動していただいています。



## 7 保健サービスの利用状況

## (1) 乳幼児健康診査受診率の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3～4か月児健診	89.1%	100%	93.1%	96.6%	106.3%
6～7か月児健診	96.9%	96.8%	100%	100%	100%
9～10か月児健診	85.7%	100%	100%	96.6%	100%
1歳6か月児健診	100%	100%	97.2%	80.8%	119.2%
3歳児健診	95.7%	94.7%	109.1%	102.6%	108.3%
5歳児健診	100%	100%	100%	100%	100%

※健診対象月に体調不良等の理由で未受診であっても、未受診案内によって次健診時等に受診したものはカウント（年度をまたぐものを含む）。

（福祉課）

○乳幼児期の身体発育や精神発達の疾病や異状を早期に発見し、適切な指導を行い、健康の保持増進を図ることを目的に、乳幼児健康診査を実施しています。

## (2) 健康診査等受診率の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診	36.2%	34.3%	34.5%	44.6%	42.9%
後期高齢者健診	12.3%	13.8%	13.8%	12.8%	15.4%
胃がん検診	27.8%	28.0%	24.7%	26.1%	28.6%
肺がん検診	30.9%	32.4%	31.3%	32.0%	34.6%
大腸がん検診	31.6%	33.8%	30.6%	30.3%	33.2%
子宮がん検診	28.4%	26.4%	23.0%	23.7%	22.5%
乳がん検診	17.8%	17.4%	14.7%	14.8%	16.8%

※特定健診の受診率は法定報告より、特定健診以外の受診率は町事務報告より抜粋。

（福祉課）

○健康診査等の受診状況について、従来特定健診は多少の増減をしつつ横ばい傾向にありましたが令和3年度以降で大きく増加しました。その他の検診に関しては年度毎に増減はあるものの横ばい傾向です。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### 8 第6期智頭町障がい福祉計画の実施状況

#### (1) 目標に対する進捗状況

第6期計画で設定した目標の進捗状況は次のとおりです。

目標		令和5年度末目標値	令和5年度末実績見込	進捗率
①施設入所者の地域生活への移行	地域移行者	累計1人	累計0人	0%
	施設入所者の減	施設入所者 22人 累計1人減	施設入所者 21人 累計2人減	200%
②精神障がいにも対応した地域包括支援ケアシステムの構築		—	—	—
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置		2カ所	2カ所	100%
協議の場への関係者の参加者数		2人	5人	250%
協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	0回	0%
③地域生活支援拠点等の整備		1カ所	1カ所	100%
④福祉施設から一般就労への移行者数		累計3人	累計2人	66%
就労移行支援利用者からの移行		1人	0人	0%
就労継続A型からの移行		1人	0人	0%
就労継続B型からの移行		3人	2人	66%
就労定着支援事業利用者		1人	0人	0%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所		70%	0%	0%
⑤相談支援体制の充実・強化等		—	—	—
総合的・専門的な相談支援		有	無	0%
訪問等による専門的な指導・助言		1回	0回	0%
地域の人材育成の支援		2回	6回	300%
相談機関との連携強化の取組 相談機関との連携強化の取組		6回	6回	100%
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		—	—	—
各種研修の活用		延べ2人	延べ1人	50%
審査結果の共有実施		累計3回	累計3回	100%

#### ① 施設入所者の地域生活への移行

具体的な内容としては、地域移行支援のサービス等を利用して、施設入所からグループホーム及び在宅へと移行した方を計上しています。施設入所者数については2人減少となり目標値を達成しましたが、その内地域移行支援のサービス利用者は0人であり、地域移行した要因は介護保険移行と体調悪化による

長期入院であり、地域移行の進捗としては0%としております。

要因として、第6期計画策定時同様地域移行支援のサービスが施設入所が十分に浸透していない事も大きな要因と考えられますが、同時に新型コロナウイルス感染症の流行により施設外への外泊や地域生活の体験等が制限されてしまったことも大きな要因と考えられます。

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する達成目標として、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に取り組んでおり、令和5年度末時点で2カ所の協議の場を連携させ協議を進め、目標を達成しております。

1カ所目の鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行推進会議（及びその実務者会議である鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行連絡会）にて精神科病院からの地域移行等を重点に協議しており、2カ所目の鳥取県東部4町障害者地域生活支援協議会にて教育、地域の福祉関係者との連携に関して協議しています。この2カ所で連携をしていきつつ精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

一方で、協議の場における目標設定や評価の実施については達成できていないため、第7期計画以降においてこの点の達成を目指します。

### ③ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点については、本町においては令和5年度末現在、町直営にて拠点機能の面的整備を実施しており、目標の達成率は100%としております。具体的には利用希望者の利用調整を行うコーディネーター的役割を役場直営で実施する形で実施しています。

機能の充実のための検証及び検討の場としては、毎年3月に障がい福祉計画等の中間報告と共に実施しておりますが、利用件数もまだ少なく検証不十分な点が課題となっております。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉就労から一般就労への移行は、令和2年以降実績がありませんでしたが、令和6年1月時点で一般就労への移行見込のある就労継続支援B型の利用者が2人いるため令和5年度末実績見込を2人としており、実績見込通り進めば3人の目標に対して2人の実績で66%の進捗率となる見込みです。

一方で就労継続支援B型以外のサービスを利用しての一般就労への移行件数は0件の見込みであり、特に就労移行支援事業・就労定着支援事業については利用者自体0件の実績であるため、事業の周知等による利用の促進が必要と思われます。

### ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

「総合的・専門的な相談支援」については、基幹相談支援センターの設置により達成を目指し検討の進めておりましたが、令和6年4月から運営開始予定で設置を進めているため、令和5年度末時点での達成とはなりませんでしたが第7期計画時には達成予定となっております。

「訪問等による専門的な指導・助言」の件数についても、基幹相談支援センターの設置と連動して達成する予定でいたので同じく未達成となりますが、その他の「地域の人材育成の支援」「相談機関との連携

## 第2章 障がいのある人等の現状

強化の取組」については鳥取県東部4町障害者地域生活支援協議会と連携し達成いたしました。

### ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

「各種研修の活用」による質の向上の取組みについては、研修日程と業務の調整の兼ね合いが上手くいかず年間2人の参加目標に対して1人の参加実績となり進捗率は50%と十分な結果とはいかなかったため、第7期計画においては可能な限り業務の調整を行い積極的な研修参加に努めます。

「審査結果の共有実施」については他市町村と毎年1回累計3回の結果共有を行い目標を達成しております。

(2) 障がい福祉サービス

令和3年度から令和5年度11月分利用実績に基づく障害福祉サービスの第6期計画見込量及び実績は次のとおりです。

(各年度3月分実績、令和5年度のみ9月分実績)

区分	単位	令和3年度 実績			令和4年度 実績			令和5年度 (見込)			
		見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	利用時間/月	115時間	118時間	102.61%	110時間	155時間	140.91%	105時間	154時間	146.67%
	重度訪問介護	利用時間/月	10時間	0時間	0.00%	10時間	0時間	0.00%	10時間	0時間	0.00%
	同行援護	利用時間/月	10時間	0時間	0.00%	10時間	0時間	0.00%	10時間	0時間	0.00%
	行動援護	利用者数/月	1人	1人	100.00%	1人	1人	100.00%	1人	1人	100.00%
	重度障害者等包括支援	利用者数/月	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%
日中活動系	生活介護	利用人日/月	740日	638日	86.22%	740日	656日	88.65%	740日	629日	85.00%
	療養介護	利用人日/月	3人	2人	66.67%	3人	1人	33.33%	3人	1人	33.33%
	短期入所(福祉型)	利用人日/月	10日	4日	40.00%	10日	0日	0.00%	10日	0日	0.00%
	短期入所(医療型)	利用人日/月	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%
	自立訓練(機能訓練)	利用人日/月	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%
	自立訓練(生活訓練)	利用人日/月	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%
	就労移行支援	利用人日/月	25日	0日	0.00%	25日	0日	0.00%	25日	0日	0.00%
	就労継続支援A型	利用人日/月	43日	39日	90.70%	43日	14日	32.56%	43日	17日	39.53%
	就労継続支援B型	利用人日/月	1,320日	1,195日	90.53%	1,320日	1,273日	96.44%	1,320日	1,163日	88.11%
	就労定着支援	利用者数/月	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%
	自立生活援助	利用者数/月	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%	1人	1人	100.00%
居住系	共同生活援助(グループホーム)	利用者数/月	21人	20人	95.24%	21人	18人	85.71%	21人	17人	80.95%
	施設入所支援	利用者数/月	22人	20人	90.91%	22人	21人	95.45%	21人	21人	100.00%
相談支援系	計画相談支援	利用者数/年	120人	121人	100.83%	125人	116人	92.80%	130人	113人	86.92%
	地域移行支援	利用者数/月	1人	0人	0.00%	1人	1人	100.00%	1人	0人	0.00%
	地域定着支援	利用者数/月	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%

## 第2章 障がいのある人等の現状

### ① 訪問系サービス

居宅介護・行動援護については継続的に利用実績があり、居宅介護に関しては利用者数及び利用量も年々増加しており、特に令和3年度以降一月当たりの利用量の多い利用者が利用開始しているため、顕著な実績の増加につながっています。一方で町内に所在する居宅介護事業所は1カ所しかなく、町外の事業所で利用可能な事業所は少ないため、サービスの安定供給が課題となります。

また、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については利用実績がありません。同行援護、重度障害者等包括支援は、町内で利用可能な事業所がないため、利用者のニーズが生じた場合の受け皿が課題となります。

### ② 日中活動系サービス

生活介護についてはおおむね見込量の80%代で推移しており、現時点では供給の不足は生じておりません。

療養介護に関しては利用者の死亡による減少が連続しました。これまでの利用者は施設入所者の内、医療依存度が高い方の受け皿として機能していただけに、今後も施設入所からの移行等が考えられる状況でありサービス利用者数の推移については予測が難しい状況にあります。

短期入所については医療型の利用が全く無い他、福祉型についても時期により利用の偏りが大きく、支給決定者は複数居るものの、それに対して利用量の見込みが立ちにくい状況にあります。

自立訓練については、利用者数は生活訓練、機能訓練はともに利用者がなく実績がありません。近隣に事業所もほとんど無く、サービス利用の見込みは全く立っていない状況です。

就労移行支援については、第5期策定以後、学生が卒業後に就労継続支援事業を利用するためのアセスメント作成の目的のみ実績があり、福祉就労から一般就労へ移行が見込まれる方への情報提供など、対象者の元へ支援が繋がる仕組み作りを検討していきます。

就労継続支援については、B型は年々利用者が増加しており目標値を上回っていますが、A型の利用は前回の計画期間から引き続き減少しています。

### ③ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）は、利用者の自立や死亡等の複数の要因での利用終了で利用者は減小しておりますが、新規利用者もあり増減の末現在の実績になっております。

施設入所支援については、令和4年に1名の新規利用があり実績は増加しております。第6期計画で掲げた施設入所者の地域移行という目標については、地域生活への移行が0件という状況にあり達成できておらず、地域生活への移行に関しては一層の取り組みが必要です。

#### ④ 相談支援系

計画相談支援については、令和3年度をピークに一時減少傾向にあり、障がい福祉サービスの利用者全体の減小に合わせてサービス全般の利用実績も減小しておりました。しかし、令和5年度より利用者の減少に対してサービスの全体の利用実績は上昇し始めたため、1名当たりのサービス利用量が多い利用者が利用実績全体を押し上げている可能性が伺えます。

なお、サービス利用者に占めるセルフプランの割合は継続して0%ですが、介護保険と併用して障がい福祉サービスを利用する対象者がいるため、計画相談支援の利用者数が障がい福祉サービスの実利用者の総数とは一致しない状況にあります。

地域移行支援は、令和4年度から令和5年度にまたがり1件の実績があり、地域への移行を達成しています（令和5年9月時点では終了済のため令和5年度実績には表示されていません）。

地域定着支援は、サービスの利用ができる体制は整備されていますが、現在まで利用に結びついていない状況があり、地域移行後のより安定した生活のために一層の情報提供と周知に努めていきます。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### (3) 地域生活支援事業

令和3年度から令和5年度12月分利用実績に基づく地域生活支援事業の第6期計画見込量及び実績は次のとおりです。

区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込	対計画比
相談支援事業										
障害者相談支援事業	件数/年	700件	683件	97.57%	700件	764件	109.14%	700件	915件	130.71%
地域生活支援協議会	—	設置	設置	—	設置	設置	—	設置	設置	—
成年後見制度利用支援事業	件数/年	4件	2件	50.00%	4件	3件	75.00%	4件	4件	100.00%
コミュニケーション支援事業										
意思疎通支援事業	件数/年	40件	48件	120.00%	55件	70件	127.27%	55件	92件	167.27%
手話奉仕員養成研修事業	受講者数/年	5人	0人	0.00%	5人	0人	0.00%	5人	0人	0.00%
日常生活用具給付等事業	件数/年	55件	43件	78.18%	55件	55件	100.00%	55件	45件	81.82%
移動支援事業	利用時間/年	50時間	2.5時間	5.00%	55時間	27時間	49.09%	60時間	53時間	88.33%
地域活動支援センター機能強化事業										
地域活動支援センター	—	1カ所	1カ所	—	1カ所	2カ所	—	1カ所	2カ所	—
その他の事業										
日中一時支援事業	利用者数/年	2人	1人	50.00%	2人	0人	0.00%	2人	1人	50.00%
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	1人	0人	0.00%	1人	1人	100.00%	1人	1人	100.00%
社会参加促進事業										
自動車運転免許取得・改造助成事業	件数/年	2件	2件	100.00%	2件	3件	150.00%	2件	0件	0.00%
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	受講者数/年	5人	0人	0.00%	5人	0人	0.00%	5人	0人	0.00%

(各年度実績、令和5年度のみ12月31日現在の実績)

- 障害者相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業については、令和3年度は実績が見込み量を下回る状況にありましたが、令和4年度以降実績が増加し見込量以上となっております。この点については、これら3つの事業は外出時に利用したり、訪問に伴い実績が増加する事業であるため、令和4年度中に新型コロナウィルス感染症の流行、いわゆるコロナ禍の落ち着きが見え始め、外出・訪問等の回数が回復する傾向が生じたことが要因にあると伺えます。
- 成年後見制度利用支援事業については、令和3年度・4年度に預貯金の増加等による申請取り止めや不支給あったため実績が減少しましたが、利用対象者は継続して居住しているため今後も継続的支援体制が必要となります。
- 手話奉仕員養成研修事業は受講者が少なく、新規研修受講者は平成31年以降出ておりません。
- 日常生活用具給付等事業については、各年度で実績の上下はありますが、全体的な利用の傾向は変わっていないため継続して提供体制の確保に努めます。



- 日中一時支援事業については、コロナ禍以後利用申請は出ているものの実際の利用がないため実績には計上されていません。利用希望者は継続して居住しているため継続して提供体制の確保に努めます。
- 訪問入浴サービスについては町内に所在しているサービス提供事業所はサービス提供を終了しましたが、町外の事業所を利用したサービス利用の実績が令和4年度よりあります。
- 自動車運転免許取得・改造助成事業については、令和5年度は実績がありませんが、平均して年間2件程度の申請を受け付けています。
- 点訳朗読奉仕員養成研修事業は、第6期期間中を通して実績がありませんが、令和5年度は研修受講済みの奉仕員の現任研修に注力するため新規養成研修を一時中断しております。令和6年度以降は再開する予定のため、今後は周知に努め受講者の確保を目指します。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### 9 第2期智頭町障がい児福祉計画の実施状況

#### (1) 目標に対する進捗状況

第2期計画で設定した目標の進捗状況は次のとおりです。

目標	令和5年度末目標値	令和5年度末実績見込	進捗率
① 児童発達支援センターの設置	1か所 (圏域)	0カ所 (圏域)	0%
② 保育所等訪問支援体制の構築	5か所 (圏域)	0カ所 (圏域)	0%
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	各2か所	各2カ所	0%
④医療的ケア児支援の協議の場の設置	適宜開催	0回	—
コーディネーターの配置	1人	1人	100%

#### ①児童発達支援センターの設置

第2期では令和5年度末までに圏域に設置の児童発達支援センターとの連携体制の構築をしていくこととしていましたが、特に利用ニーズが無い状況であったため体制構築には至っておりません。そのため進捗率は0%としております。

#### ②保育所等訪問支援体制の構築

保育所等訪問支援体制については圏域内に所在する5事業所との利用体制の構築を目標としておりましたが、本事業については第2期期間中の利用実績は無くこの点については未達成となっております。

#### ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

本町では令和5年度末までに、「重症心身障がい児を支援する児童発達事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域内に1か所以上確保」「事業所との連携体制を構築」を目標としましたが、令和6年1月末現在、鳥取県東部圏域内に各2事業所所在しておりますが、第2期期間中には当該条件に該当する児童は0人であったため連携体制の構築に至っておらず、この点については未達成となっております。

## ④医療的ケア児支援の協議の場の設置

本町では、他の市町村と比較しても児童の利用者が少ないため、常設の組織での対応ではなく医療的ケア児に該当する児童毎に個別の協議の場を必要に応じて設置し対応することとしておりましたが、該当となる児童がいなかったため開催回数は0回となっています。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に関しては令和6年1月末現在において1名の配置が完了しており目標に対して100%の達成状況となっております。

## (2) 障がい児福祉サービス

令和3年度から令和5年度9月分利用実績に基づく障がい児福祉サービスの第2期計画見込量及び実績は次のとおりです。

区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比
児童発達支援	利用人数/月	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%
医療型児童発達支援	利用時間/月	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%	15日	2日	13.33%
放課後等デイサービス	利用人数/月	40日	2日	5.00%	40日	0日	0.00%	40日	0日	0.00%
保育所等訪問支援	利用人数/月	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%
居宅型児童発達支援	利用人数/月	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%
児童相談支援	利用者数/月	5人	0人	0.00%	5人	0人	0.00%	5人	1人	20.00%

(各年度3月分実績、令和5年度のみ9月分実績)

○児童向けのサービスについては利用者が少なく、現在は医療型児童発達支援のみ1名の利用があります。その他の各サービスは最低1名の利用を見込んで見込量を設定しておりましたが、児童発達支援と放課後等デイサービス以外は年間通して利用はありませんでした。

児童発達支援と放課後等デイサービスに関しても令和3年・4年共に通年での利用は無かったため、年間全体で見ても利用は極僅かの現状です。

一方で放課後等児童クラブ等の障がい児福祉サービス以外の支援の利用者は増加傾向のため、障がい児福祉サービス以外の支援でニーズが充足している対象者が多い状況にある可能性が伺われます。

## 第2期智頭町障がい者計画

### 1 生活支援

障がい者が地域で安心して暮らすためには、障がい者一人ひとりの心身の状態や生活実態を踏まえた適切な生活支援が必要であり、そのためには身近なところで気軽に相談できる環境が必要です。

智頭町福祉課だけでなく町が委託している「相談支援事業所」では、これまで障がい者やその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援のみならず、生活全般にわたる必要な情報の提供を関係機関と連携して行ってきました。

それに加えて令和6年4月からは新たに「基幹相談支援センター」を設置し、当事者への相談支援の充実に加え、支援事業者への支援体制や地域づくりの分野の拡充、関係機関との連携体制の強化等々に取り組み、相談支援事業の充実に障がい者への支援を強化しております。

また、令和4年度から智頭町では、介護・障がい・子育て・生活困窮等の分野別に対応していた状況から、それらの分野が連携し包括的に支援を提供する体制として、「重層的支援体制整備事業」を実施しています。これまでならば、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりのように、複数の課題が複雑に絡み合っている世帯や、どの制度にも当てはまらない狭間のニーズ等、従来の支援体制ではケアしきれなかった事例に対応できるよう相談体制を整備いたしました。

今後の課題としては、第6期までの障がい福祉計画では施設入所者や精神科病院に長期間入院している方などの地域移行を進めるために取り組んできましたが、なかなか達成につながらないのが現状です。実現のためにはグループホーム等の障がい者の住まいを整備するほか、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、障がい者を常時介護している家族等が一時的に休息できる短期入所施設の整備など、障がい者の在宅生活を支援する体制の充実が必要です。

#### (1) 相談支援体制の充実

##### ①地域における相談支援体制の充実

障がい者又はその家族ができるだけ身近な地域でさまざまな困り事を相談し、必要に応じて障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、制度の周知に努めます。

基幹相談支援センターや委託相談支援事業所を中心として、鳥取県東部圏域の指定相談支援事業所などの関係機関及び地域で活動する身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、民生委員・児童委員と連携を図りながら支援の充実に努めます。

##### ②計画相談支援の提供体制の充実

障がい者一人ひとりの心身の状況やサービスの利用意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進し、必要に応じて適切なサービスを提供できるよう努めます。また、適切なサービス利用計画の作成のために、相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所との連携強化を図ります。

### ③権利擁護及び虐待防止の推進

知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な障がい者の権利擁護や財産管理を支援するために、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適正な利用促進に努めます。地域生活支援事業を活用した成年後見制度法人後見支援事業、成年後見制度普及啓発事業を智頭町社会福祉協議会に委託し、障がい者の権利が守られる環境整備に努めます。

また、「智頭町障がい者虐待防止センター」において障がい者への虐待を防止するために、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などに努めます。

### ④地域の連携とネットワークの強化

鳥取県東部圏域の岩美町・八頭町・智頭町・若桜町の4町の行政、サービス提供事業者及び関係団体等で構成される「鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会」の運営を通じて、サービス利用における困難事例等の対応や地域課題の解決に向けた協議・検討を行うとともに、地域の支援者間の連携強化を図ります。

## (2) 在宅サービス等の充実

### ①訪問系サービスの充実

個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの充実を図ります。

また、障がい者の社会参加の機会の確保を促進するため、同行援護、行動援護等、移動支援等のサービスの充実を図るよう努めます。

### ②日中活動系サービスの充実

障がい者が地域で自立した生活が営むことができるよう、生活介護、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援等の日中活動の場の確保、サービスの充実に努めます。

### ③地域生活への移行支援

施設入所者、精神科病院へ入院している障がい者が地域で生活するための支援として、地域移行支援、地域定着支援事業の利用を推進し、生活の拠点となるグループホーム等の居住地を関係機関と協力して確保するよう努めます。

また、自立した生活を営むことができるように、身体機能、生活能力の向上のために必要な自立訓練（機能訓練及び生活訓練）の提供、充実を図るよう努めます。

### 第3章 第2期智頭町障がい者計画

#### ④地域活動支援センターの機能強化

障がい者等の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るための機能を持つ地域活動支援センターについて、「サマーハウス」および「鳥取県聴覚障害者協会」に委託し、地域活動支援センターでの創作活動や地域交流、デイケア活動等を行っています。その機能を充実・強化し、障がい者の地域生活を支援します。また、ひきこもり等の障がい者へ社会参加の機会を提供するために、「ほのほの広場」の周知にも力を入れます。

### (3) 障がい児支援の充実

#### ①早期発見・早期支援の充実

乳幼児に対する健康診査や発達相談による障がいの早期発見が重要であり、療育・就学への早期支援に繋がります。保健、医療、福祉、教育等と連携し、障がい児の早期発見、障がい児に対する在宅療育に関する相談や援助、障害福祉サービスの情報提供などの早期支援を行う体制の充実に努めます。乳幼児に対する健康診査は、現在受診率が100%に近い水準であるため、今後も高い受診率を維持し障がいの早期発見に寄与します。

また、乳幼児期、学齢期、青年期、成年期などのライフステージに応じて、必要な支援を関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の整備に努めます。

#### ②療育支援の充実

障がい児については家族の果たす役割が大きく、家族が障がいについて理解を深め、障がいを受けとめるためのケアが適切な療育に繋がります。保健師による子育て相談や専門相談員によるのびっこ相談等、家族の療育を支援します。在宅での療育による家族の負担を軽減させるため、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童発達支援等の障害児通所支援事業の適切な支援の実施を図ります。

また、智頭町教育委員会等と連携して、保育所から中学校まで継続的に支援する体制を整備し、子どもの自立に向けた支援を行います。

#### ③保育所の環境整備

障がいのある子どもが障がいのない子どもと同じように地域の保育所、幼稚園に通うことができるよう、環境の整備、加配職員の配置等に努めます。

#### ④重層的支援体制整備事業の活用

これまで障がい分野や教育分野単独では拾いきれなかった事例についても、重層的支援体制整備事業により整備した多分野を横断した支援ノウハウを活かし、子ども食堂や学習支援教室、一般社団法人つむぐるなどの様々な他分野の関係機関との連携によりこれまで以上に早期に支援に繋がっていきます。

**(4) 重度障がい児者（強度行動障がい児者、医療的ケア児者）の支援強化**

重度障がい児者（強度行動障がい児者、医療的ケア児者）が、本人やご家族の希望する形で安心して生活していけるよう国や県の事業を活用し各種取組を実施していきます。

**(5) サービスの質の向上**

**①障害福祉サービス事業所の指導の適正な実施**

適正な利用者処遇を実施するため、障害福祉サービス事業所の質の向上及び自立支援給付の適正化を図るため、随時又は定期的に障害福祉サービス事業所に対し、各種法令や通知等について周知し、利用者の満足度の高いサービスの提供を行えるよう指導します。

**②サービス提供体制の確保**

障がい者が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等、医療機関、地域などの関係者が連携し、利用者のニーズに対応できる体制の確保に努めます。

**(6) 人材の育成・確保**

**①医療、福祉分野に精通した人材の育成・確保**

障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の医療、福祉分野の知識を有し、障がいの特性を理解した職員の配置に努めます。また、医療・福祉分野の研修等に参加し、専門的な知識を有した人材の育成に努めます。

**②障がい児・者支援に携わる人材の育成・確保**

さまざまな特性のある障がい児・者などに適切に対応するため、医療・福祉関係の研修の受講を勧奨し、地域の福祉専門職の人材育成に努めます。

また、強度行動障がいに対しては高度な知識や技術が必要となるため、スーパーバイザー派遣事業を活用します。

### 第3章 第2期智頭町障がい者計画

#### (7) 福祉用具の普及及び身体障がい者補助犬の普及啓発

##### ①福祉用具の情報提供

補装具等の福祉用具に関する情報収集を行い、福祉用具が必要な障がい児・者に対して情報提供し、東部圏域の補装具等の給付に係る格差解消に努めます。

##### ②身体障がい者補助犬の情報提供

身体障がい者補助犬の普及啓発に関する情報の提供に努めます。



## 2 保健・医療

障がいの予防と早期発見・早期治療は、障がい者施策の中でも重要な課題の一つです。障がい者が地域生活を送るために、身近な地域に保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる体制の整備が必要となります。

近年は精神障がい者が増加していることから、心の健康に関する相談やカウンセリングなどの機会を確保し、精神疾患の早期発見・早期対応を図る取組が重要です。また、施設入所や精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進し、社会復帰、社会参加を促進する取組の充実に努める必要があります。

また、障害者総合支援法の施行により難病患者が障害福祉サービスの対象に加わり、令和6年4月から対象疾患の範囲が341疾患へ拡大される予定であるなど、難病患者に対する支援も拡充されており、難病に関する制度や障害福祉サービスを周知し、適切なサービス利用ができる体制整備が必要となります。

### (1) 保健・医療の充実等

#### ①医療体制の充実

症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が身近な地域で適切に受けられるよう、医療機関、訪問看護ステーション等と連携を図り、障がいのある人へ医療面、福祉面での支援を行います。

また、定期的に歯科検診を受けること又は歯科治療を受けることが困難な障がい者に対する歯科疾患の予防等のため、鳥取県東部歯科医師会に鳥取県東部圏域の1市4町で財政補助を行い障害者歯科診療所を整備するなど、障がい者の口腔の健康の保持・増進を図る取組に努めます。

### (2) 精神保健・医療の提供等

#### ①精神保健相談・訪問の充実

精神障がいの早期発見・早期治療の促進や社会復帰を支援するため、鳥取県や医療機関、相談支援事業所と連携し、精神保健福祉相談・指導體制の充実に図ります。また、保健師による相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障がい者やその家族への支援に努めます。

#### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

施設入所や精神科病院に入院している精神障がい者が地域安心して暮らすことができるよう、相談支援事業、地域移行支援、地域定着支援のサービス提供体制の整備、重層的支援体制整備事業を活用した一体的な支援体制の整備に努めます。

### 第3章 第2期智頭町障がい者計画

#### ③ひきこもりに対する支援の充実

ひきこもりは、さまざまな要因によって社会的参加の場が狭まり、就労や就学等の居宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態です。ひきこもり問題の早期発見・早期対応、継続してひきこもりをしている方に対する支援を保健師や相談支援事業所による家庭訪問、ひきこもりに関する専門的な相談窓口である「とっとりひきこもり生活支援センター」、精神保健福祉センターなどとの連携により、本人やその家族などの相談支援を実施します。

また、ひきこもりがちな精神障がい者等が外へ出るきっかけとしてデイケア「ほのぼの広場」を月に1回実施することで社会参加の機会を増やし、生活の質の向上と当事者同士の交流の場を設けます。

#### ④心の健康づくりの推進

精神疾患や依存症、ひきこもりについての理解や心の健康に対する関心を深めるために、精神保健講演会や相談事業を実施し、正しい知識の普及・啓発を図ります。

また、鳥取県・鳥取市保健所・鳥取県東部圏域の自治体等で共催して自死予防運動を推進し、自死予防の普及啓発を図ります。

### (3) 人材の育成・確保

#### 研修会等への参加の促進

心の健康相談等を行う担当職員に対して、研修会や学習会への参加を促進し、職員の資質向上、東部圏域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携が図れるよう努めます。

### (4) 難病に関する支援

#### ①難病患者等に対する支援の充実

難病患者が安心して地域での自立した生活が送れるよう、県東部福祉保健事務所や医療機関と連携図りながら相談などの支援の充実に努めます。

また、障害者総合支援法の施行により、難病患者も障害福祉サービス等を新たに利用できるようになりました。対象の難病患者に対し、利用できる障害福祉サービス等の周知・広報を行い、適切なサービス提供に努めます。サービス提供の際に、難病に関する医療面の専門的なフォローを保健師が行い、難病の状態に応じた適切な支援を行います。

**(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療**

**①障がいの早期発見・早期治療・早期療育等の促進**

妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療、小児医療体制の充実を図り、これらの機会の活用によって、疾病や障がい等の早期発見・早期治療・早期療育へ繋げていきます。

**②健康の保持・増進**

糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

### 3 安全・安心

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、災害時に適切な情報が伝わるための環境や避難体制の構築が必要となります。また、メールやファックスによる緊急通報について、障がい者へ周知することも重要です。

併せて、障がい者が消費者トラブルにあわないよう、消費者トラブルについての啓発や消費生活相談窓口の周知が必要となります。

#### (1) 防災対策等の推進

##### ①避難体制等の整備

在宅で暮らす障がい者や一人暮らし高齢者等の要支援者が、災害時における支援を地域で受けるために「智頭町避難行動要支援者支援制度」を行っています。要支援者自身の登録申請に基づき、居住地、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等の把握を行っているため、今後も制度の普及促進に努めます。

併せて、地域住民が主体となった支え愛マップの作成や防災訓練の実施を通じ、災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。

加えて新型コロナウイルスへの対応の教訓を生かし、今後新たな感染症等が流行した場合においても感染拡大時においてコミュニケーション方法に制約が生じた場合の情報取得等に係るきめ細かな対応や配慮等の備えを行い、障がい者が安心して避難生活を送れる環境を整備します。

また、避難所として利用される地域の公民館等のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がい者が必要な物資の確保、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制整備に努めます。

高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の一般の避難所生活に困難をきたす要支援者等を対象とする福祉避難所を智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」に開設します。

##### ②災害時の情報伝達

災害発生時又は災害の発生するおそれのある場合に情報を伝達する、行政無線の整備を行いました。無線をアナログ対応からデジタル化し、各世帯にはテレビ電話機能付きの告知端末を設置することで、聴覚障がい者等の音声での情報伝達では困難を来す対象者も含め全住民に迅速に情報を伝達します。

##### ③緊急通報の普及促進

聴覚障がい者・言語障がい者が火災や救急搬送が必要な場合に消防署へ即時に通報できるよう、鳥取県東部消防局が行っている「メール119番」「FAX119番」「NET119」について、ホームページや町報を利用した周知を行い、利用促進に努めます。

**(2) 防犯対策の推進**

**①地域防犯体制の充実**

犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、警察と地域、障がい者団体、福祉施設、行政等との連携を図り、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

**(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済**

**①消費者被害の啓発の推進**

障がい者や高齢者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供を障がい者団体、消費者団体等と連携し推進に努めます。

**②消費生活に関する相談**

毎週水曜日に開設している消費生活相談窓口での面談による相談、電話による相談について、今後も相談体制を維持するとともに、消費生活相談窓口の普及啓発を図ります。

## 4 情報アクセス・コミュニケーション支援

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、制度に関する情報や生活に関する情報等、さまざまな情報を必要な時に手に入れることのできる環境整備が重要です。

令和4年5月25日には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、通称 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が新たに施行されました。

この法律においては「全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要である」とされ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施することは国や地方公共団体の責務とされました。

それに基づき、意思疎通支援等においてアクセシビリティに配慮したICTを始めとする技術の活用等を進めていくことが必要です。また、ICT機器等の活用を進めていく一方で、障がいの状態等によりICT機器等を使用できない方や、使用に不慣れな方にもきめ細かく配慮した対応を行い、情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが必要となります。

### (1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実

#### ①情報バリアフリー化の推進

障がいのある人の情報の入手やコミュニケーションを支援し社会参加を促進するため、障がいのある人を対象としたICT活用に関する講習会等の推進に努めます。

また、障がいがあっても利用しやすい情報機器やソフトウェアの照会を行い、障がいのある人への情報機器の利用促進に努め、電話リレーサービス等の各種手段を用いることで情報格差の解消を図ります。

### (2) 情報提供の充実等

#### ①情報提供の充実

各種サービス情報や施設情報、イベント情報等の保健・医療・福祉に関するさまざまな情報について、誰もが手軽に入手できるようパンフレット等の配布や町のホームページ、告知端末、町報を活用した情報提供の充実に努めます。

#### ②読書バリアフリー法に基づいた読書環境の提供

読書バリアフリー法の趣旨に基づいて、点字や音声などによるアクセシブルな書籍、資料等の充実を図るほか、フォーマルな支援として外出が困難な状況でも在宅等で読書を楽しめるサピエ図書館等インターネットを利用したサービスを利用できる環境整備を進め、インフォーマルな支援として「ちえの森ちづ図書館」図書館ボランティアが実施する対面朗読サービス等の活用も行い障がいの有無に関係なく読書を楽しめる環境の提供に努める。

**(3) 意思疎通支援の充実**

**①手話通訳者、要約筆記者の派遣・養成事業の推進**

障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、障がい者のコミュニケーションを支援します。

また、聴覚障がい者等との意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者養成研修を実施し、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴覚障がい者等の社会参加を推進します。

**②失語者向け意思疎通支援事業の推進**

聴覚障がい者のみならず、失語症等により意思疎通に支障のある障がい者に対して、失語者向け意思疎通支援員を派遣し、障がい者のコミュニケーションを支援します。

**(4) 行政情報の配慮**

**①行政情報の提供に関する配慮**

障がい者を含むすべての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みます。

また、FAX番号の明示、誰でも見やすい資料の作成等、障がい者に配慮したきめ細やかな行政文書の作成に努めます。

**(5) 手話言語条例に基づく施策の展開**

**①手話の普及啓発**

聞こえる人のろう者及び手話に対する理解を深めるために、地域での研修会や学習会等の開催に努めます。また、手話に関する取組等の普及啓発を今後も継続して行います。

## 5 生活環境

障がい者が住み慣れた地域での自立した生活を送るためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保や建築物のバリアフリー化といった、障がい者に優しいまちづくり、誰もが住みやすいまちづくりを推進することが必要となります。

また、障がい者の社会参加を促進するためには、公共交通機関等のバリアフリー化や町が実施している移動支援事業の周知等、日常生活の移動支援を確保するための取組が必要です。

### (1) 住宅の確保

#### ①公営住宅の整備の促進

既存の公営住宅を改修する際には、バリアフリー化改修の促進に努め、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。

#### ②障がい者住宅改修等に対する助成

在宅の重度障がい者の日常生活を容易にし、介護を行う家族の負担軽減を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び手すりの取り付けや床の段差の解消等、住宅改修を助成します。

#### ③グループホームの整備促進

自治体や関係機関と共同し、住まいの場であるグループホーム整備の推進に努めます。また、「グループホーム夜間世話人配置事業補助金」を活用し、夜間における支援を充実します。

### (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

#### ①公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するための普及啓発に努めます。

#### ②移動支援の充実

共助交通「のりりん」の利用について、障がい者や高齢者向けの減免制度の周知や利用促進を図ります。

併せて、重度の障がいや視覚障がいのために一人で外出することが困難な障がい者の外出支援を行う移動支援事業や同行援護、行動援護について、今後も継続して実施します。



**(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進**

**①ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進**

町の施設の新設・改修にあたっては、バリアフリー新法や鳥取県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進に努めます。

また、施設の設備については、多目的トイレやオストメイト対応トイレの整備、障がい者優先駐車スペースやハートフル駐車場の確保、エレベーター・エスカレーターの設置等の推進に努めます。

**(4) 福祉のまちづくりの推進**

**①道路環境整備の推進**

障がい者が安心して外出することができるよう、段差解消、視覚障がい者用点字ブロックの設置の推進に努めます。

また、歩道や点字ブロック上に放置されていて通行の支障となる自転車等の障害物の放置防止に向けた啓発活動を行います。

**②バリアフリーマップの周知**

県のホームページ上に公表されているバリアフリーマップについて、障がい者やその家族が必要なときに使用することができるよう周知します。

## 6 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮することが重要です。一般就労を希望する者は可能な限り一般就労できるように、一般就労が困難で就労継続支援事業所等で働く者には工賃の水準が向上するように、総合的な支援を進める必要があります。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき、町や町の関連団体での物品発注や役務の提供等にあたっては、障害福祉サービス事業所等を積極的に活用し、障がい者の経済的自立を支援します。

### (1) 障がい者雇用の促進

#### ①障がい者雇用に関する啓発・広報

ハローワーク（公共職業安定所）等の雇用関係機関と協力し、障がい者への理解と雇用拡大に関する啓発に努めるとともに、障がい者雇用に関する各種助成制度の啓発・広報に努め、周知を図ります。

また、障がい者雇用に積極的な企業見学会等の情報提供により障がい者雇用に推進するとともに、精神障がい者・発達障がい者等に対する理解を深めるための啓発・広報による雇用機会の拡大を推進します。

#### ②法定雇用率の達成に向けた取組

法定雇用率を達成していない民間企業に対して、ハローワークや県と連携し、障がい者雇用の促進について理解・協力を求め、法定雇用率達成の促進に努めます。

### (2) 総合的な就労支援

#### ①関係機関との連携

障がい者の就労支援及び相談について、障害者就業・生活支援センター「しらはま」や相談支援センター「サマーハウス」の相談支援事業、基幹相談支援センター等を活用し、障がいのある人の働く上での困りごとや悩みなどの相談を受け付けられる体制及び適切に対応できる体制づくりを促進します。

#### ②一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所の整備に努めるとともに、就労継続支援事業所のサービスの充実を図ります。

また、障害者就業センター等が提供するジョブコーチ支援制度の普及・啓発を行うとともに、ハローワークの職業適応訓練、トライアル雇用等の積極的な活用により障がいのある人の就職を促進します。

#### ③特別支援学校卒業時における支援

特別支援学校や障害者就業・生活支援センター「しらはま」と連携し、障がい児やその保護者の希望

に沿った就労を支援します。福祉就労を希望する場合には、就労移行支援事業所又は「しらはま」のアセスメントを基に、障害福祉サービスの支給を行います。

### (3) 障がい特性に応じた就労支援

#### ①障がい者の特性に応じた支援体制の整備

障がい者一人ひとりの能力や特性に応じた就労を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業等の環境整備に努めます。

また、精神障がい者に関する事業主等の理解を促進するとともに、ハローワーク等の就労支援機関や医療機関と連携を図り、精神障がい者の特性に応じた支援の充実・強化によって、精神障がい者の雇用拡大を推進します。

### (4) 就労の底上げ

#### ①障がい者就労施設等からの物品等の調達の促進

町や町関係団体が発注する物品や役務等について、就労施設等で提供できるものに関しては、優先的に就労施設への発注に取り組みます。

#### ②就労移行支援・就労継続支援の利用促進

一般就労を希望している障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援の利用を促進します。

また、就労希望があり一般就労が困難な障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援の利用を促進します。

### (5) 経済的自立の支援

#### ①公的な年金・手当等の制度の周知

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する取組とともに、障害基礎年金や特別障害者手当等の受給による経済的自立を支援します。

また、受給資格を有する障がい者が確実に公的な年金・手当等を受給することができるよう、制度の周知に取り組みます。

## 7 教育、文化・芸術活動、スポーツ

障がいの有無にかかわらず地域や学校で共に学び、支え合う教育が求められています。学校と福祉や保健、医療等の関係機関が連携を図りながら、障がい児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育支援を行う必要があります。

また、障がい者の社会参加を促進するために、文化・芸術活動やスポーツに関するイベントの開催やパラリンピックや2025東京デフリンピック等の障がい者スポーツイベントの広報を行い、障がい者が活動する機会の提供や機運の醸成が必要です。

### (1) 教育

#### ①インクルーシブ教育システムの構築

障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒と共に学ぶために、障がいのある児童・生徒やその保護者のニーズに応じた多様な就学・教育相談に対応できる体制の整備を図ります。さらに、発学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADD)、高機能広汎性発達障がいなどの発達障がいある子どもについても、障がい特性に応じた適切な支援が受けられるよう支援体制の整備を進めます。

#### ②特別支援学級の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの障がいの種類や程度に応じて、能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を促進するために、小中学校の特別支援学級での適切な教育、指導の充実を図ります。保育所、小学校、中学校と教育を重ねるうえで一貫した特別支援教育が行われるよう、それぞれの機関の情報を共有し、障がい児一人ひとりに応じた支援体制の整備に必要な関係機関との連携を強化します。

また、障がいの程度に応じた適切な教育支援が受けられるよう、特別支援教育支援員<sup>※24</sup>を配置する等の支援体制の整備を図ります。また、特別支援教育に関する技能の向上を図るため、教職員の特別支援教育に関する学習会・研修会等の参加に努めます。

### (2) 文化・芸術活動の推進

#### ①文化・芸術活動の推進

「町身体障害者福祉協会」や「町手をつなぐ育成会」等の活動を支援し、身近な地域で障がい者が作品づくり等の文化・芸術的活動を行う機会を提供します。

また、障がい者と障がいのない人とが共に楽しめる場を提供するために、県内で開催する文化・芸術に関するイベントや展示会等についての広報に努めます。

#### ②文化・芸術活動を楽しむための配慮

文化・芸術の公演等における手話通訳や要約筆記の設置に取り組み、誰もが楽しむことのできる環境整備に配慮します。また鳥取県が設置する「鳥取県立バリアフリー美術館」「あいサポート・アートセンター」や「あいサポート・アートとっとり展」等を活用し、障がい者の芸術活動を推進します。

### (3) スポーツ等の推進

#### ①スポーツ等の推進

「町身体障害者福祉協会」や「町手をつなぐ育成会」等の活動を支援し、身近な地域で障がい者がスポーツを行う機会を提供します。

また、県内で開催する障がい者スポーツ大会についての広報に努めます。大会の運営に協力してもらうボランティアの募集や障がいの有無に関係なく参加できるスポーツ大会の広報等を行い、障がい者と障がいのない人が交流できる機会の周知に努めます。

#### ②スポーツに触れる機会の増進

鳥取県障がい者スポーツ協会が運営する「鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア」等の障がい者スポーツ施設の活用や、ボッチャ等の障がいの有無に関係なく地域の住民みんなで楽しめるパラスポーツやニュースポーツの普及等により、障がい者がスポーツに触れる機会の増進に努めます。

### (4) 余暇活動の場の提供

#### ①サロンの開設

介護保険法の改正により、市町村は住民等に参画を促進し、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させ、地域の支えあい体制づくりの推進を目指す必要があります。現在、障がい児・者が余暇活動を行うための場が少ないため、高齢者だけでなく、障がい児・者も利用できるサロンの開設を地域へ働きかけます。

#### ②重層的支援体制整備事業の活用

重層的支援体制整備事業を活用し、ミニデイ等高齢者向けの集いの場においても障がい者やその他の様々な立場の住民が共に関わり交流できる場を作ること为目标として、制度の垣根を超えた交流の場の創設を目指します。

### 第3章 第2期智頭町障がい者計画

## 8 あいサポート運動の推進等

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠です。さまざまな特性のある障がいの理解を深めるために「あいサポート運動」を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で共に暮らしていける社会をつくる必要があります。

### (1) あいサポート運動の推進

#### ① あいサポート運動の推進

地域住民を対象とした学習会等で「あいサポート研修」を実施し、地域で活躍する「あいサポーター」を育成し、障がいや障がい者の理解を深め、お互いを尊重し合える地域づくりの推進に努めます。

また、智頭町役場は平成26年6月に「あいサポート企業」として認定を受けました。職員を対象とした「あいサポート研修」を実施し、障がいの特性を理解した窓口等の配慮に努めます。

### (2) 障がい及び障がい者理解の促進

#### ① 障がい及び障がい者理解の促進

身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。

また、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障がい者補助犬、ハートフル駐車場等に対する理解を促進し、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。

## 9 差別の解消及び権利擁護の推進

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、令和3年6月には「障害者差別解消法改正法」が公布されました（令和6年4月1日施行予定）。また、障がい者の権利に関する国際的な動きとして、令和4年には国際連合から「障害者の権利に関する条約に基づく日本の取組に対する国際連合勧告」が出され、障がい者の権利擁護について強く求められているところです。障がい者の差別の解消や権利擁護を図るためには、町報やホームページ等による啓発・広報を充実させること、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及と理解の促進が必要となります。

また、障がい者に対する虐待は、その尊厳を害するものであることから、障がい者の権利擁護を図るため、「障害者虐待防止法」に基づいた障がい者虐待の防止等に取り組む必要があります。

### (1) 障がいを理由とする差別解消の推進

#### ①障がい者差別解消への取組の充実

障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、啓発・広報活動を行うとともに、「あいサポート運動」の推進により、障がいや障がい者への正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合える地域づくりを推進します。

また、「障害者週間」（12月3日～12月9日）の期間中、啓発・広報活動の推進に努めます。

#### ②障害者差別解消法の改正に向けた取組

令和3年6月に公布され令和6年4月1日に施行予定の障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されること等、法の趣旨・目的等に関する効果的な啓発・広報活動、相談・紛争の防止又は解決を図るための体制の整備等に取り組めます。

また、国の基本方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた具体的な取組を検討します。

#### ③改正障害者雇用促進法の施行に向けた取組

雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者と障がいでない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

### 第3章 第2期智頭町障がい者計画

#### (2) 権利擁護の推進

##### ①障がい者虐待防止への取組の推進

障害者虐待防止法に基づき、町に設置している「智頭町虐待防止センター」において、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を進め、障がい者の権利擁護を図るとともに、養護者への支援を行います。

また、障害福祉サービス事業所や地域の民生児童委員等の支援者への虐待の予防、早期発見等について理解を深めるための研修会等を実施するなどの啓発活動を積極的に行います。

##### ②成年後見制度の適切な利用促進

障がい者が財産管理や在宅サービスの利用等で判断能力の不足等により、自己に不利な契約を結ぶことがないよう、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援を始めとする成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。申立人がいないなど、制度の利用が困難な障がい者については、町長が家庭裁判所に対して後見人の選任を求めて申し立てを行い、障がい者の権利擁護を図ります。

また、成年後見制度法人後見事業を行う「智頭町社会福祉協議会」とも連携を図り、成年後見制度の適切な利用を促進します。



## 第7期智頭町障がい福祉計画

### 1 計画の目的及び特徴

「智頭町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保を計画的に推進することを目的に策定します。

第7期計画では、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第6期計画の実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービスや相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策や地域生活支援事業の提供体制を明らかにするものです。

### 2 計画期間中の状況推移

【障害者手帳所持者の状況】

区分	手帳所持者数	18歳未満の所持者数	18～64歳の所持者数	65歳以上の所持者数
	3障害全体に対する割合	障がい種別に対する割合	障がい種別に対する割合	障がい種別に対する割合
身体障がい者	344人	2人	50人	292人
	60.78%	0.58%	14.53%	84.88%
知的障がい者	117人	8人	70人	39人
	20.67%	6.84%	59.83%	33.33%
精神障がい者	105人	1人	66人	38人
	18.55%	0.95%	62.86%	36.19%
合計	566人	11人	186人	369人
	100.00%	1.94%	32.86%	65.19%

(令和8年3月31日見込)

※各障がい者の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

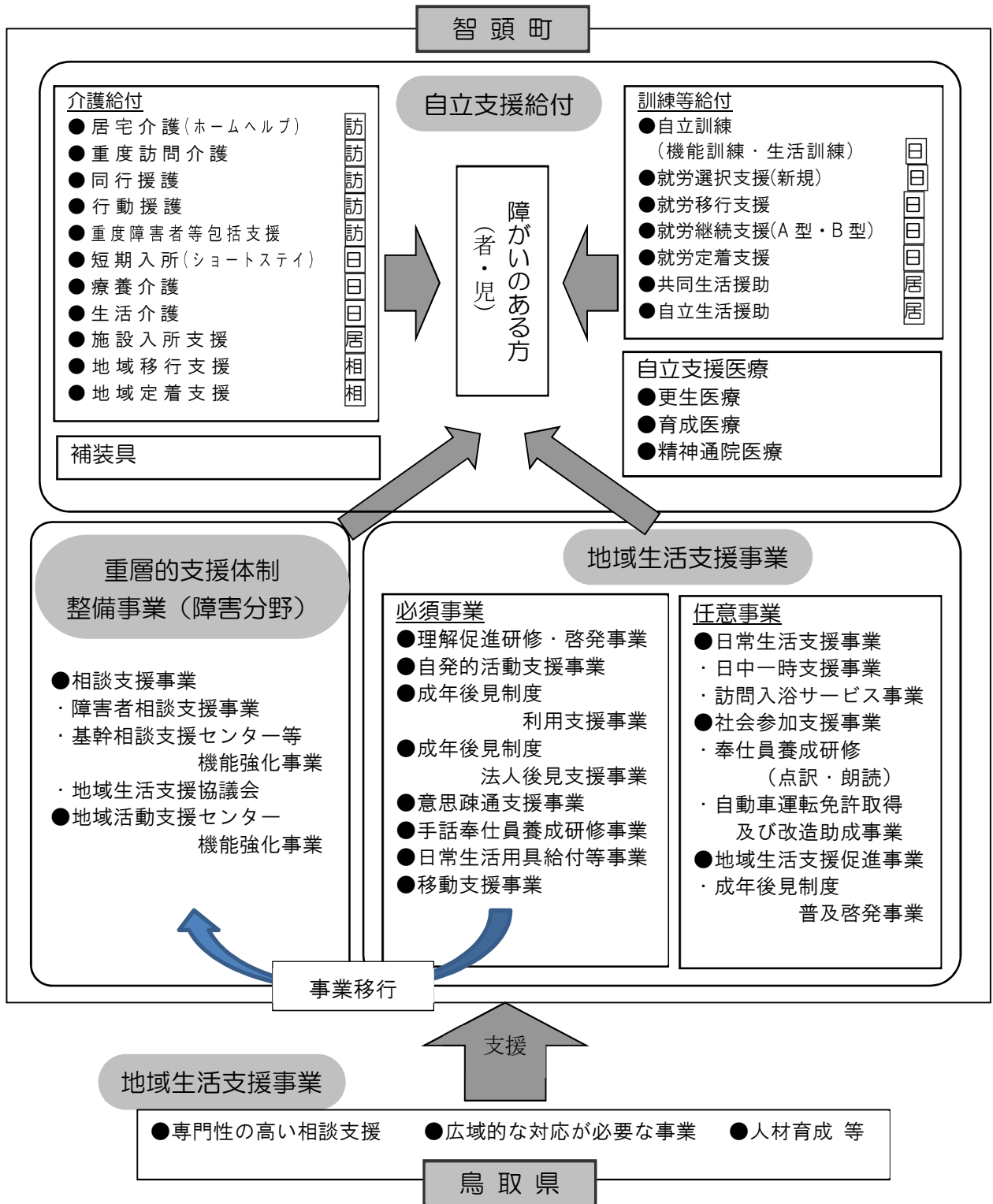
※現在障害者所持者の3年後の年齢を基に作成した見込であり、令和6年度以降の新規取得等による増加や死亡等による減小については含んでいません。

●新規取得を含む増減等の見込の算出が困難であるため、あくまで現状の所持状況に基づき3年間が経過した場合の見込であり、3年後の状況を推測する資料としての信頼性が低くはありますが、参考資料として掲載します。

### 3 障害福祉サービスの体系

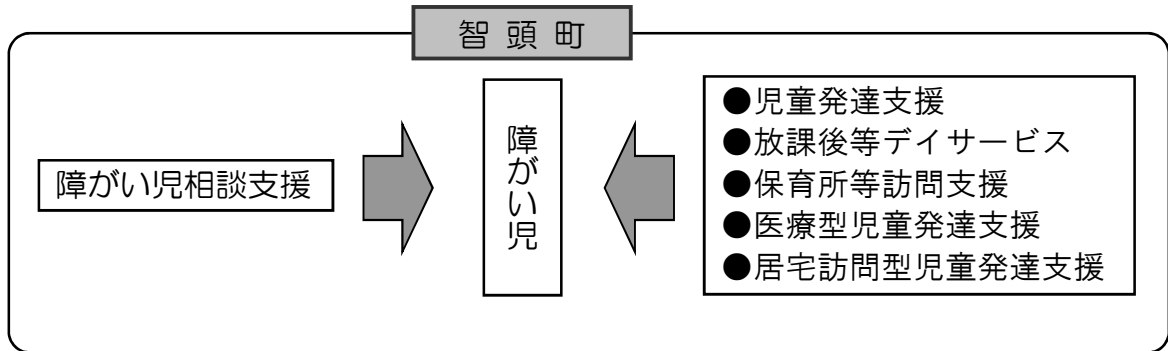
#### (1) 障害者総合支援法に基づく事業

障害者総合支援法（地域生活支援事業）に基づく総合的な自立支援システムの全体像は、次のとおりです。なお、国の制度改正に伴い地域生活支援事業から重層的支援体制整備事業へと財源が移行した事業がございますが、事業内容を定めた根拠法は変更が無い為引き続き本項に記載します。



(2) 児童福祉法に基づく事業

児童福祉法による事業の全体像は、次のとおりです。



4 第7期障がい福祉計画の数値目標

(1) 令和8年度の数値目標の設定

本町では、国の指針に基づき、福祉施設から入所者の地域生活へ移行促進、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点、福祉施設から一般就労への移行促進を進めるため、本町の実情を勘察し、現状分析に基づいて、令和8年度末の目標数値を設定します。

		実施状況 (令和4年度末時点)	目標値			
			実績 令和5年度末見込	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
①施設入所者の 地域生活の移行	地域移行者数	施設入所者 20人	1人	1人	0人	累計1人
	施設入所者の減		1人増	1人減	1人減	施設入所者 19人 累計2人減
②精神障がいにも対応した地域包括支援 ケアシステムの構築		—	—	—	—	—
③地域生活支援の充実		—	—	—	—	—
地域生活支援拠点の設置		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
地域生活支援拠点機能の充実のための 検証及び検討の場の開催		1回	1回	1回	1回	1回
強度行動障害を有する者に関する支 援ニーズの把握、支援体制の整備		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
④福祉施設から一般就労への移行		0人 (令和3年末)	2人	0人	0人	3人

#### 第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

就労移行支援利用者からの移行	0人	0人	0人	0人	1人
就労継続A型からの移行	0人	0人	0人	0人	1人
就労継続B型からの移行	0人	2人	0人	0人	1人
就労定着支援事業利用者	0人	0人	0人	0人	1人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	—	—	—	—	25%
⑤相談支援体制の充実・強化等	—	—	—	—	—
基幹相談支援センターの設置	未設置	未設置	設置	設置	設置
〃 による専門的な指導・助言	無	無	1回	1回	1回
〃 による地域の人材育成の支援	無	無	2回	2回	2回
〃 による相談機関との連携強化の取組	無	無	6回	6回	6回
協議会による個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善	無	2回	2回	2回	2回
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	—	—	—	—	—
各種研修の活用	0人	0人	延べ2人	延べ2人	延べ2人
審査結果の共有実施	12回	12回	12回	12回	12回

### (2) 数値目標設定の考え方

#### ①施設入所者の福祉施設から地域移行への移行促進

国の指針では、「令和4年度末時点の施設入所者から6%以上が地域生活へ移行する」とともに「令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減する」ことを目標にすることとされています。それに対して、鳥取県が策定する鳥取県障がい福祉計画の第7期計画の目標設定においては、国の指針と鳥取県の現状に大きな乖離が生じている事を鑑みて（59人目標に対し8人の実績見込）、現実的に達成可能な数値を目標とする方針を打ち出しており、第6期実績から伸び率1.7（倍）を目標とする第7期累計21人の地域移行を目標とする予定です。

その上で本町の令和4年度末の施設入所者を見ると20人となっており、国の指針に基づけば、令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%削減という目標を満たすには、2人が地域生活へ移行することが必要になります。しかし、本町では鳥取県の目標値を踏まえ、県全体の地域移行目標で21人に対し鳥取県の人口に対する本町の人口比率1.1%をかけた0.23人を満たす1人の地域移行を目標とします。

施設入所者の削減については、令和4年度末の施設入所者20人から5%削減した人数19人を達成目標とし、令和5年度に利用者が1名増員しているため、施設入所者の2人減を目指します。

目標達成への具体的な指針としては、地域移行支援のサービスを利用して施設入所からグループホーム及び在宅へと移行することを目標とし、鳥取県東部圏域の他の自治体や鳥取市保健所とも協力して、今後入所施設や病院への地域移行支援の周知と協力をより強化していきます。

### ②精神障がいにも対応した地域包括支援ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進するために、令和8年度における目標値を定め、その達成のために取り組むことを定めています。

ですが、その中で精神障がい者の精神病棟からの退院後の地域における平均生活日数等を定めることとなっていますが、当該目標値の実績は鳥取県全体のものしか公表されておらず、本町の実績は把握することが出来無いため、鳥取県が策定中の鳥取県障がい福祉計画の目標値を準用することとし、独自の目標値の設定はしないものとします。

### ③地域生活支援の充実

本町では、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）を有する地域資源をつなぐコーディネーター機能を整備し、地域生活支援拠点機能の整備を直営で行っています。この拠点機能の検証及び検討を行う場を、障がい福祉計画の見直しと兼ねて年1度開催し、制度の周知及び改善に努めていきます。

また、本計画からの新たな目標として、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実を図るために、各市町村又は圏域において支援ニーズの把握を行い、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされています。本町では東部圏域の市町と連携し、強度行動障がい児者の支援に関する県事業を活用して支援体制の整備に取り組みます。

### ④福祉施設から一般就労への移行

国の指針では、「令和8年度中の一般就労への移行実績を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする」こととされています。そのうち、就労移行支援利用者については1.31倍以上、就労継続支援A型については1.29倍以上、就労継続支援B型については1.28倍以上を目指すこととされています。また、就労定着支援事業の利用者数については令和3年度実績の1.41倍以上とされています。

しかし、本町の令和3年度における一般就労への移行実績は0人のため、各事業とも目標値は0人以上ということになり過去との比較による目標値の算出はできません。そのため各事業の目標値を各1人とし、令和8年の数値目標は一般就労への移行実績が計3人、就労定着支援利用者が1人を目標としています。

また、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする」とい

## 第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

う目標もありますが、令和5年度現在では本町に就労定着支援事業所はありませんので、今後新規事業所が町内でサービスを行う際の指針として設定します。

加えて、一般就労にあたっての各サービスが上手く繋がるよう、一般就労に至った対象者に対しては、一般就労後3年間を目途に町から年に1度程度の定期連絡を行い、就労後の課題や不安に対してケアをし、同時に必要な支援に繋がるよう各関係機関と連携して支援していくこととします。

### ⑤相談支援体制の充実・強化等

この度新規で設けられた国の指針として、令和8年度末までに市町村または圏域において「総合的な相談支援・地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域作りの役割を担う基幹相談支援センターを設置する」ことがあります。

本町ではかねてより鳥取県東部圏域の4つの町共同で基幹相談支援センター設置に向けて取り組んでおり、優先交渉事業者の選定が令和5年11月に完了し、来る令和6年4月より運営を開始する予定です。

また、設置された基幹相談支援センターにより「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言」「人材育成の支援」「連携強化の取組」を実施することとされていますが、これらについても順次実施していく予定です。

また、新たに「協議会による個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善」も目標として定められておりますが、現在でも既に鳥取県東部圏域の市町と連携して取り組んでいるため、今後もそれを継続して実施して参ります。

### ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する」ために「都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数」及び「障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数」についての見込を設定することで、体制の構築につなげます。

これらの点についてはこれまでも積極的に参加を行っており、民間の事業者の主催する法改正に関する制度勉強会等も含めて積極的に参加し、他自治体と審査に関する知識の共有も図っております。今後も都道府県や民間の事業者が開催する研修等について積極的に情報収集を行い参加していきます。

## 5 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

## (1) 障害福祉サービスの概要

	サービス区分	サービス内容
介護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者等に、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障がい者に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援を総合的に行います。
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者等に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供する等、必要な援助を行います。
	行動援護	行動に著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動支援等、必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、介護の程度が非常に高い人に、複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（福祉型）	自宅で介護をする人が病気の場合等に、短期間障害者支援施設等に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	短期入所（医療型）	自宅で介護をする人が病気の場合等に、短期間医療機関に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間・休日に入浴、排泄、食事の介助等を行います。
訓練 等 給 付	自立生活援助（新規）	施設を利用していた障がいのある人が単身生活を始めるにあたり、定期的に居宅訪問し、助言等の支援を行います。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	<u>就労選択支援（新規）</u>	働く力と意欲のある障害者に対して、適切なサービスに繋がるよう本人が働き方を考えるサポートを行い、次のステップへ繋ぐ支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般企業等での就職が困難な人で雇用契約に基づく就労が可能な人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就職が困難な人で雇用契約に結びつけない人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	

#### 第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

	就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問、来所により就労の継続を図ります。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活における相談や家事等の援助を行います。
計画相談支援		障害福祉サービス等の利用開始や継続の際に、障がいのある人の心身の状況、環境等を勘案し、サービス利用計画を作成します。
地域移行支援		障害者支援施設や精神科病院に入院している人の住居の確保、その他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援		自宅で一人暮らしをしている人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等の相談やその他支援を行います。

#### (1) 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

##### ①訪問系サービス（介護給付）

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの充実を目指します。

#### 【サービスの見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数/月	15人	15人	15人
	利用時間/月	200時間	200時間	200時間
重度訪問介護	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用時間/月	0時間	0時間	0時間
同行援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	5時間	5時間	5時間
行動援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	5時間	5時間	5時間
重度障害者等包括支援	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用時間/月	0時間	0時間	0時間



【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 令和6年1月末現在、町内に居宅介護事業所は1事業所、重度訪問介護事業所は1事業所、行動援護事業所は1事業所あります。在宅生活を支える基本となる訪問系サービスについて、安定した運営が行えるよう、県を通して国に適正な報酬単価とするよう働きかけます。
- ホームヘルパーに対する講座・講習会等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

②日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

I) 介護給付

常時介護を必要とする障がい者に対する施設での専門的なサービス、介護者が病気の場合等のように短期入所ができる場など、日中も安心して生活ができる介護サービスの充実を目指します。

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数/月	30人	30人	30人
	利用人日/月	600人日	600人日	600人日
療養介護	利用者数/月	1人	1人	1人
短期入所（福祉型）	利用者数/月	5人	5人	5人
	利用人日/月	10人日	10人日	10人日
短期入所（医療型）	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人日/月	20人日	20人日	20人日

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 令和6年1月末現在、町内に生活介護事業所は1か所、共生型生活介護事業所が1か所あります。また、東部圏域に短期入所事業所は15事業所あります。今後も利用者が見込まれることから、入所施設の空床利用など事業所の確保に努めます。
- 地域生活支援拠点の整備や共生型サービスなどを検討し、介護者の病気などの緊急時の受け入れ体制を強化します。

## 第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

### II) 訓練等給付

生活や就労をするために訓練が必要な人に対して、機能訓練や生活訓練の場を提供するとともに、障がいのある人の働く場の確保に努めます。

#### 【サービス見込量】

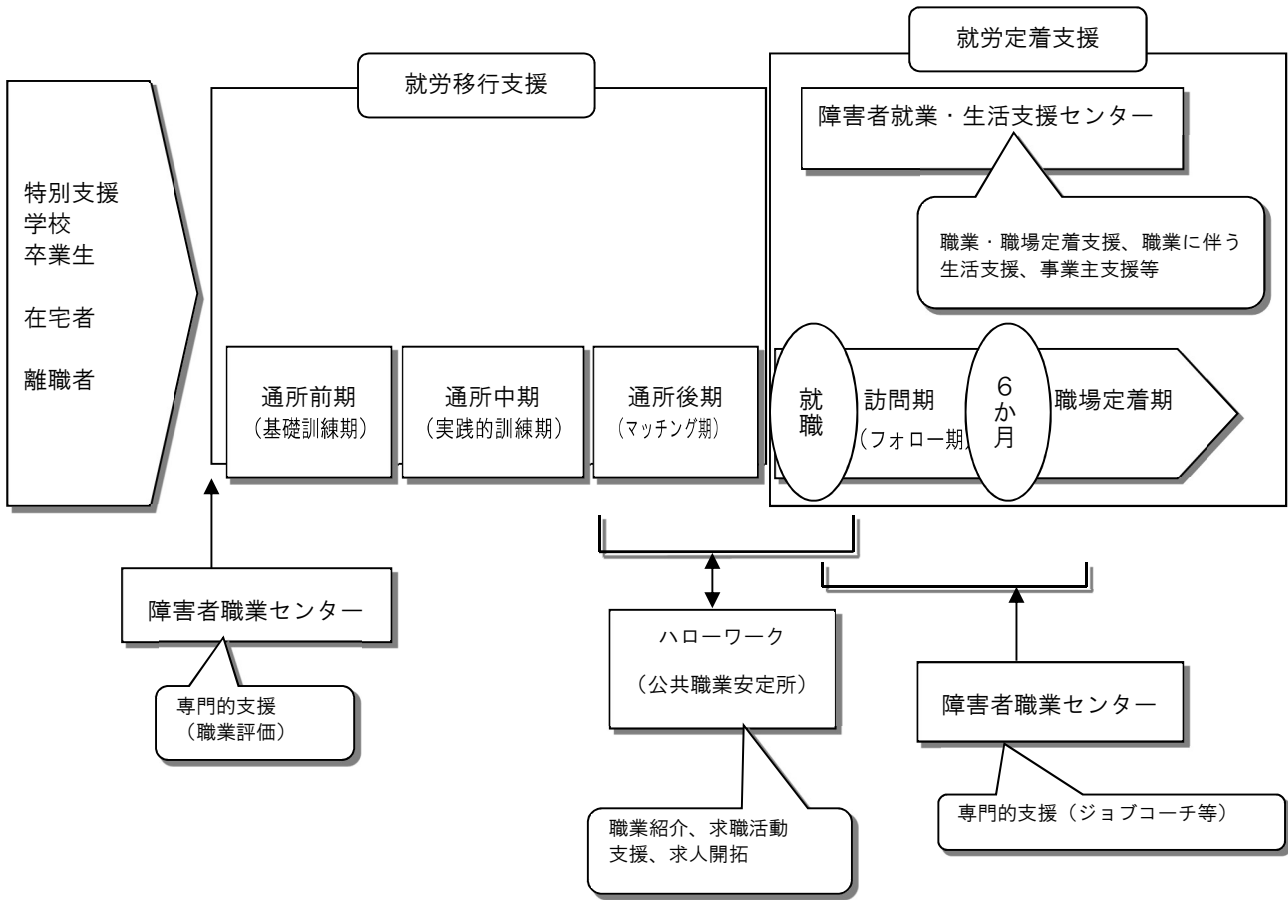
サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用人日/月	0人日	0人日	0人日
自立訓練（生活訓練）	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用人日/月	0人日	0人日	0人日
就労移行支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人日/月	10人日	10人日	10人日
就労選択支援（※）	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用人日/月	0人日	0人日	0人日
就労継続支援A型	利用者数/月	2人	2人	2人
	利用人日/月	46人日	46人日	46人日
就労継続支援B型	利用者数/月	77人	77人	77人
	利用人日/月	1,540人日	1,540人日	1,540人日
就労定着支援	利用者数/月	0人	0人	1人

#### ※令和7年10月より新たに追加される予定のサービス

#### 【見込量確保のための方策】

- 自立訓練（機能訓練）及び（生活訓練）については事業所自体がほとんど無く、智頭町ではこれまで利用実績がありません。現時点では利用の見込が立っていない状況です。
- 新規事業である就労選択支援については令和7年10月から開始見込ですが、現時点では事業所の開設見込自体が立っておらず、また新規事業の開始後数年は他の事業でも利用者が出ない傾向にあるため見込量には計上いたしません。
- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型への移行を積極的に支援し、見込量の確保を図ります。
- 障害者優先調達促進法に基づき、福祉施設で就労する障がい者の雇用の促進と収入の安定化を図るため、福祉施設からの優先的な物品・役務の調達に取り組みます。
- 事業者と情報交換をしながら、必要な人がサービスを受けられるように努めていきます。
- 職場の開拓（受入先の企業の増加）、職場での定着支援、地域の方々への障がいや障がいのある人に対する理解の啓発、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター「しらはま」などとの連携、地元企業への受け入れに対する啓発、事業所間の情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育、建設分野との連携を視野に入れ、就労支援体制を検討します。

【就労移行・定着支援事業と就労施策の連携イメージ】



## 第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

### ③居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、日中の地域生活への移行促進に努めるとともに、夜間において施設で安心して専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援充実を図ります。

#### 【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	18人	18人	18人
施設入所支援	利用者数/月	20人	19人	19人
自立生活援助	利用者数/月	1人	1人	1人

#### 【見込量確保のための方策】

- 令和6年1月末現在、町内にグループホームは2事業所あります。グループホームの確保について、地域・圏域の団体・法人等と連携し設置を支援します。また、広報活動や人権教育等を活用し、地域住民の理解を促進します。
- 施設入所支援受給者の受給者証更新時期等を活用し、ニーズの実態把握に努め、適切なサービスの提供に努めます。
- 障がい者の日常の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- 自立生活援助については、居宅において単身で生活される障がいのある方のニーズや事業者の動向を把握しながら、サービスにつながるよう支援していきます。

④計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

サービス等利用計画の作成や地域生活への移行を支援するなど、障がいのある人の地域生活を支援します。

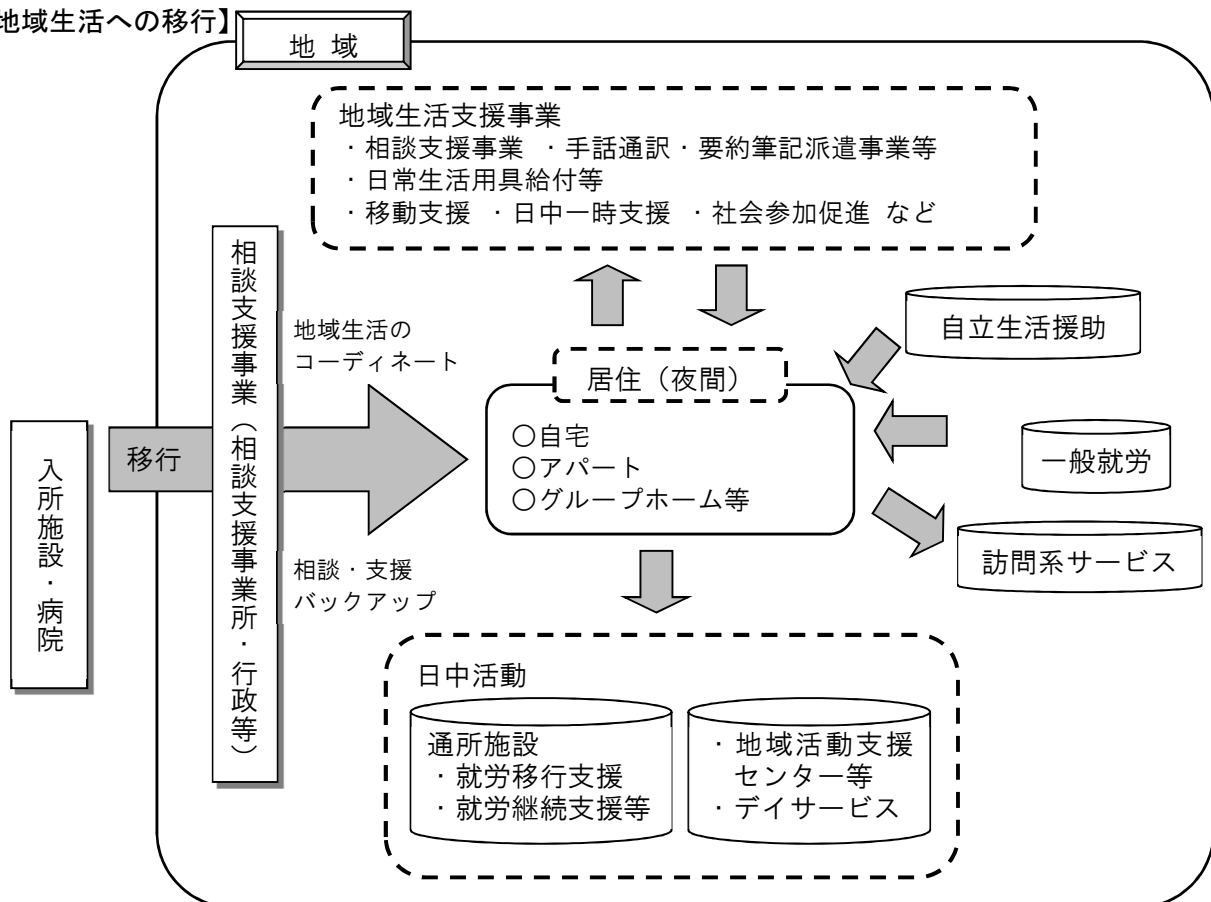
【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数/年	118人	118人	118人
地域移行支援	利用者数/月	1人	0人	0人
地域定着支援	利用者数/月	0人	1人	0人

【見込量確保のための方策】

- 本町では現在1事業所が計画相談事業を展開しています。新設する基幹相談支援センターとの連携を図り、相談支援事業所及び相談支援専門員の資質や技能の向上に努め、障がい者及びその家族等が地域で専門的な相談支援を受けることのできる体制の充実を図ります。
- 地域生活支援協議会を基盤としたネットワークを活用し、困難事例の検討や障害福祉サービスをどのように組み合わせるか等、地域生活のコーディネートを行います。
- 障がい者が地域で安心して生活を営むことができるよう、地域移行支援事業及び地域定着支援事業の利用促進に努め、相談支援事業所と町の協力体制を充実に必要な体制整備等検討していきます。

【地域生活への移行】



## 第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

### (2) 障がい支援区分認定者数の見込

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計	割合
区分1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	4.76%
区分2	0	0	3	2	2	3	2	1	0	13	20.63%
区分3	0	0	1	4	2	4	2	0	0	13	20.63%
区分4	0	0	1	5	4	4	4	0	0	18	28.57%
区分5	0	0	0	1	1	3	1	1	1	8	12.70%
区分6	0	1	1	1	2	1	1	1	0	8	12.70%
合計	0	1	8	13	12	15	10	3	1	63	
割合	0.00%	1.59%	12.70%	20.63%	19.05%	23.81%	15.87%	4.76%	1.59%		

(令和8年3月31日見込)

※各障がい者の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

※現在障害者所持者の3年後の年齢を基に作成した見込であり、令和2年度以降の新規取得等による増加や死亡等による減小については含んでいません。

- 新規利用を含む増減や、状態の変化による区分の変動等の見込の算出が困難であるため、あくまで現状の利用状況のまま3年間が経過した場合の見込であり、3年後の状況を推測する資料としての信頼性は低くはありますが、参考資料として掲載します。

### (3) 発達障がい者等に対する支援

#### 【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数/年	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	人数/年	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	人数/年	1人	1人	1人

#### 【見込量確保のための方策】

- ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等各種研修に関しては鳥取県等の開催する研修の案内周知や町での研修開催についても検討し受講者の確保に努めます。

## (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築支援

## 【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	5回	5回	5回
協議の場への関係者の参加者数	人数/年	5人	5人	5人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	人数/年	1人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援	人数/年	0人	1人	0人
精神障害者の共同生活援助	人数/年	1人	1人	1人
精神障害者の自立生活援助	人数/年	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人数/年	0人	0人	0人

## 【見込量確保のための方策】

- 国の定義としては、「精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと」を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」としています。その構築にあたって、構築にあたっての協議の場に関する事項と、病院・施設から地域へ生活の場を移行する精神障がい者の目標値をサービス別に設定することとなっています。

本町では、東部圏域単位での協議の場2カ所を活用し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

サービスの見込量については地域移行支援の目標値、1人の地域移行を踏まえ地域移行支援の見込量を設定します。また、地域定着支援については地域移行支援を利用後に利用する前提のサービスですので、上記の1人が地域移行支援利用後に利用することを見込んで目標値を設定します。

自立訓練（生活訓練）についてはこれまでに実績が無く、現状利用の見込が全く立たないため0人の見込とします。

## 6 地域生活支援事業（及び他事業に移行した事業）の見込量と見込量確保のための方策

### （1）地域生活支援事業（及び重層的支援体制整備事業）の概要

国の制度改正に伴い、自治体毎の判断により障がい者総合支援法に基づく地域生活支援事業から社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業へと財源が移行した事業がございますが、実施主体及び根拠法は変更が無い為引き続き本項に記載します。なお、重層的支援体制整備事業へ財源が移行した事業については事業名の後に【重層的】と記載いたします。

#### ①必須事業

##### I) 相談支援事業

###### ○障害者相談支援事業 【重層的】

障がいのある人、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を持った専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

###### ○基幹相談支援センター等機能強化事業 【重層的】

障がいのある人やその家族からの総合的な相談対応のほか、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業者間の調整や支援などの役割を担い、地域の中核的な総合相談支援機関となる「基幹相談支援センター」を、令和6年4月より鳥取県東部圏域の岩美町・八頭町・智頭町・若桜町の4町合同で設置します。こちらの基幹相談支援センターでは、下記の機能を担うこととなります。

- ・総合的・専門的な相談支援の実施
- ・地域の相談支援体制の強化の取組
- ・地域移行・地域定着の促進の取組
- ・権利擁護・虐待の防止
- ・鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会の事務局機能
- ・医療的ケア児等支援に関する取組

###### ○地域生活支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、東部圏域の4町合同で「鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会」を設置しています。

###### 【鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会の協議事項】

- 委託相談支援事業者の運営評価に関する事項
- 困難事例への対応のあり方に関する事項
- 地域の障がい福祉関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- 地域の社会資源の開発、改善に関する事項

また、人権擁護の観点から障がいのある人に対する虐待防止へのシステム整備に取り組むことが求められています。このため、地域生活支援協議会等を活用し、虐待防止ネットワークの構築を図るなど、障がいのある人に対する虐待防止に向けた取組を推進します。



**II) 成年後見制度利用支援事業**

成年後見制度の利用が適当と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、申立の際の手続きの支援、申立・後見人報酬の費用負担が困難な場合にその全部または一部を助成し、成年後見制度の利用促進を図ります。

**III) 成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

**IV) 意思疎通支援事業**

聴覚に障がいを有する方に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。

また、失語症により意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との間に入り、意思疎通の円滑化を図るために活動する失語症者向け意思疎通支援員を派遣する、失語症者向け意思疎通支援事業も実施しています。

**V) 手話奉仕員養成研修事業**

言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者養成のための研修を東部圏域1市4町合同で行います。

**VI) 日常生活用具給付等事業**

重度の障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

**VII) 移動支援事業**

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

**VIII) 地域活動支援センター機能強化事業 【重層的】**

下記の地域活動支援センター基礎的事業に加えて、より機能を強化するための取組を実施します。具体的には、精神保健福祉士等の専門職員を追加配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動などを行います。

**○地域活動支援センター基礎的事業**

地域活動支援センターの活動の基本となる事業です。創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

## 第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

### ②任意事業

#### IX) 日中一時支援事業

障がいのある人への日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を提供します。

#### X) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

#### XI) 点訳・朗読奉仕員養成研修事業

視覚障がいのある人の福祉の増進を図るため、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成のための研修を行います。

#### XII) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

### (2) 他事業に移行した事業の概要

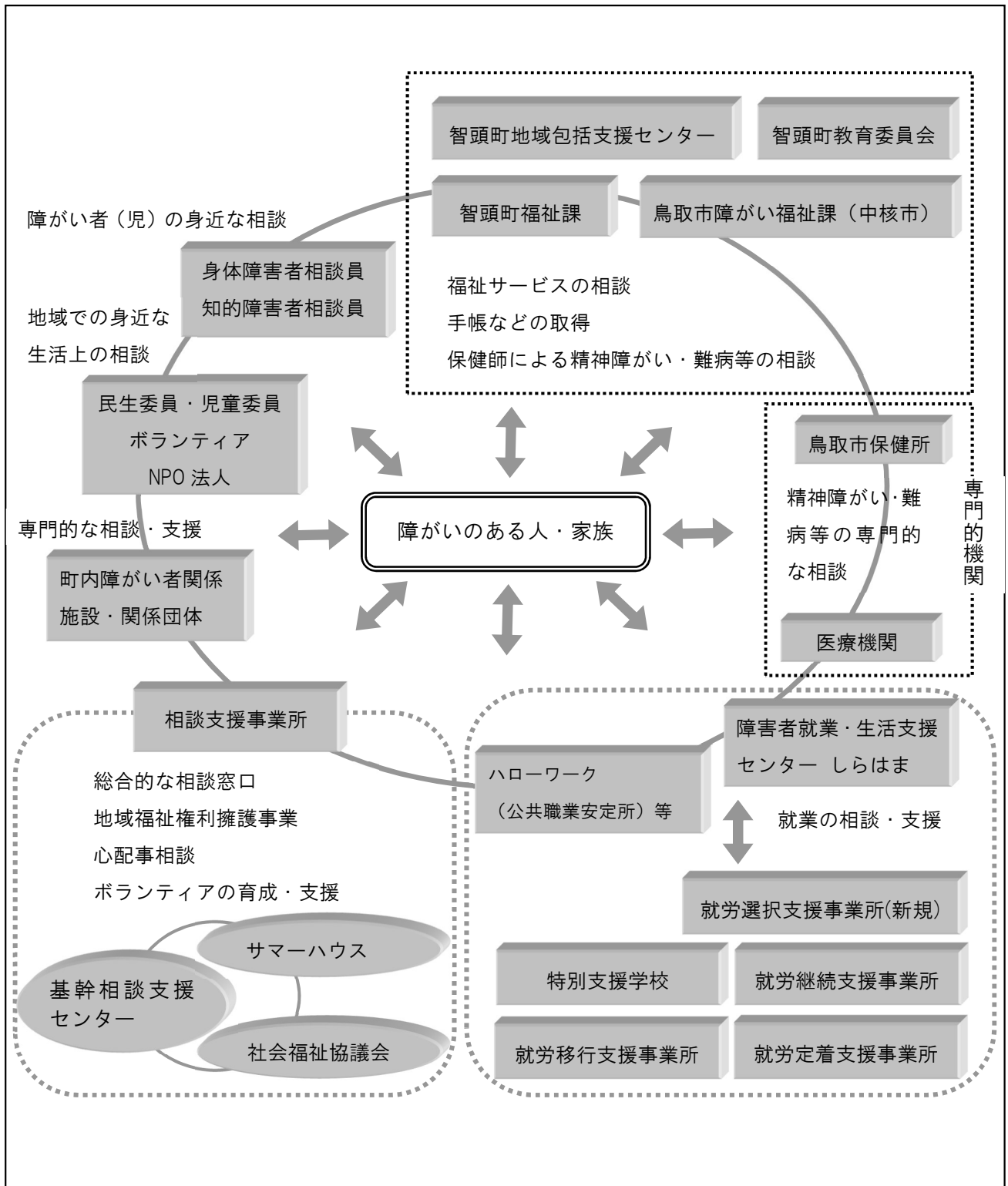
第6期計画までの期間においては障がい福祉分野で実施していましたが、こども家庭庁の創設により地域生活支援事業から他事業に移行し、教育委員会にて実施することとなった事業が以下の事業です。

※事業の実施主体及び根拠法が異なるため、第7期計画以降、障がい福祉計画への記載対象から外します。

#### ○巡回支援専門員整備事業

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施する専門員を配置し、障害が“気になる”段階から支援につなげる体制を整備します。保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の支援の向上を図ります。

【地域における自立支援ネットワーク イメージ】



#### 第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

##### 【サービス見込量】

サービス区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必須事業	相談支援事業				
	障害者相談支援事業	件数/年	700件	700件	700件
	基幹相談支援センター等機能強化事業	—	設置	設置	設置
	地域生活支援協議会	—	設置	設置	設置
	成年後見制度利用支援事業	件数/年	5件	5件	5件
	成年後見制度法人後見支援事業	—	1カ所	1カ所	1カ所
	意思疎通支援事業	件数/年	90件	90件	90件
	手話奉仕員養成研修事業	受講者数/年	1人	1人	1人
	日常生活用具給付等事業	件数/年	45件	45件	45件
	移動支援事業	利用者数/年	3人	3人	3人
		利用時間/年	50時間	50時間	50時間
	地域活動支援センター機能強化事業	—	1カ所	1カ所	1カ所
地域活動支援センター基礎的事業	—	2カ所	2カ所	2カ所	
任意事業	日中一時支援事業	利用者数/年	1人	1人	1人
	訪問入浴サービス事業	利用者数/年	1人	1人	1人
	点訳・朗読奉仕員養成研修事業	受講者数/年	1人	1人	1人
	自動車運転免許取得・改造助成事業	件数/年	2件	2件	2件

##### 【見込量確保のための方策】

- 新規に開始される事業等があったためこれまでの表示を見直し、一まとめになっていた事業も細分化して表示することにしました。
- 相談支援事業は、障がい種別を問わずに対応するとともに、電話やファクシミリ、電子メール、家庭訪問による相談支援を充実することにより、より身近で利用しやすい相談支援体制を整備します。第6期計画期間中の相談実績は見込量を上回っていましたが、新たに基幹相談支援センターが設置されることで相談先が増え、相談支援事業単体の相談件数は減少することを想定し、見込量は第6期から据え置きとします。
- 基幹相談支援センターの設置により、相談支援のみならず地域の社会資源のネットワークを強化し、東部圏域全体の地域づくりを推進します。
- 地域生活支援協議会において、相談支援事業所や関係機関の一層の連携を図るとともに、地域資源の点検・改善に努めます。
- 成年後見制度は、支援対象者が利用に結びつくために、関係機関と連携し、情報を得ながら利用者の把握を行います。
- 意思疎通支援事業は、鳥取県東部聴覚障がい者センターに委託し、実施しています。聴覚障がい者センターと連携して手話通訳の普及を行うとともに、手話奉仕員・要約筆記者の養成を図るため、町報やホームページ等を通じて参加の促進を行います。利用量が近年増加してきているため第6期を上回る見込量を設定します。
- 日常生活用具給付等事業は、引き続き実施し、今後も利用増を見込むとともに、障がいのある人のニーズを把握しながら、品目や対象者の検討を行い事業の充実を図ります。
- 移動支援事業は、多様な事業者の参入を促進し、必要なサービス量を確保します。

- 鳥取県東部聴覚障がい者センターが運営する、新たな地域活動支援センターが設置され、計2事業所の地域活動支援センターが稼働しています。新たな事業所では人員体制の問題で機能強化事業の実施には至っていないため基礎的事業のみを実施しています。将来的には専門職の配置により機能強化事業の実施を目指します。
- その他の事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。また、利用者のニーズを把握しながら体制を整備します。

## 第3期智頭町障がい児福祉計画

### 1 計画の目的及び特徴

「智頭町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに障がい児の子ども・子育て支援の提供体制の整備を計画的に推進することを目的に策定します。

第3期計画では、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービスや相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策や障がい児支援の提供体制を明らかにするものです。

### 2 第3期障がい児福祉計画の数値目標

#### (1) 令和8年度の数値目標設定

障がい児及びその家族に対して、支援を身近な場所で早期に提供できる体制を構築するため、国の基本指針として4項目の成果目標が示されています。

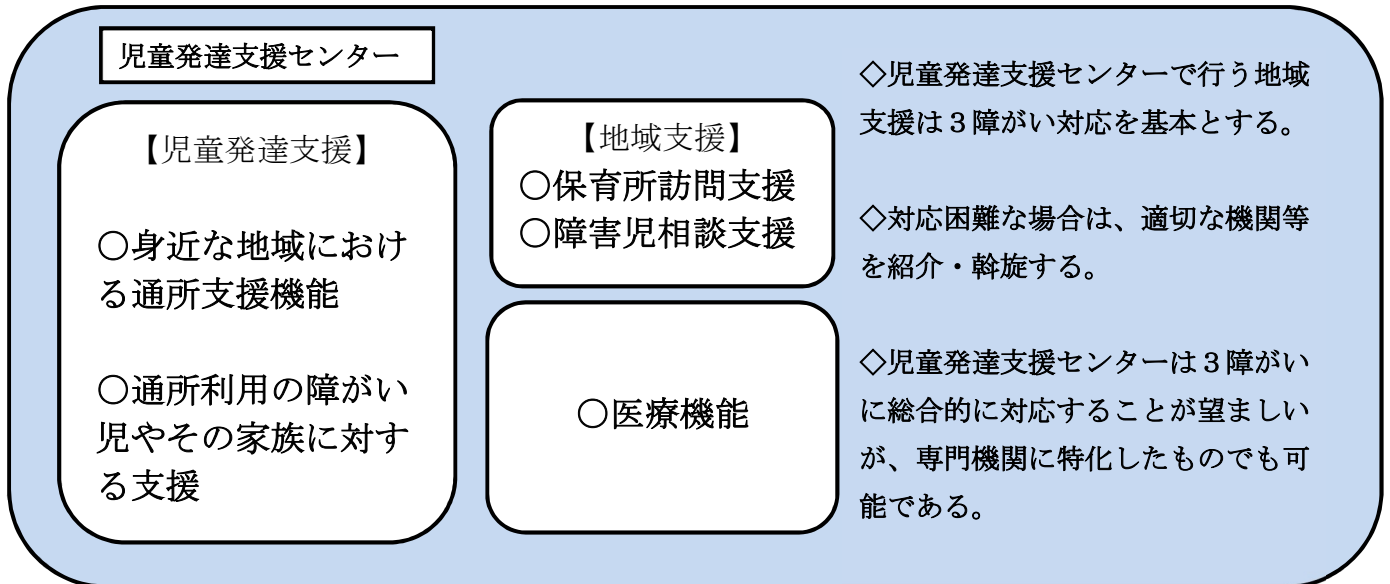
目標	実施状況 (令和4年度末時点)	実績				目標値			
		令和5年度末見込	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末				
①児童発達支援センターの設置	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所 (圏域)				
②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	未整備	未整備	—	—	整備				
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	各2カ所 (圏域)	各2カ所 (圏域)	各2カ所 (圏域)	各2カ所 (圏域)	各2カ所 (圏域)				
④医療的ケア児支援の協議の場の設置	0回	0回	適宜開催	適宜開催	適宜開催				
コーディネーターの配置	1人	1人	2人	2人	2人				

① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、「令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する」とこととされています。

現在本町には障がい児支援事業所が所在していないため本町単独での設置は困難と思われ、「市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない」とあるため、圏域での設置を視野に周辺自治体と連携して設置を検討して参りたいと考えます。

ただし、「地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である」とされています。この点について「都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要」と示されているため、児童発達支援センター未設置の期間においては鳥取県と連携しつつ支援機能の整備を進めて参ります。



## 第5章 第3期智頭町障がい福祉計画

### ② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針では地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和8年度末までに「全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする」こととしています。

地域社会への参加・包容（インクルージョン）の具体的な内容としては、国の指針において「障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで」「障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てる」ような環境を構築していくこととされています。

その為の手段としては「保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下「保育所等」という。）に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言」を提供することで「保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要である」とされています。

本町では今後、町内の保育所や小学校、放課後児童クラブ等教育現場との連携体制を構築し、保育所等訪問支援事業の活用等により地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を目指して参ります。

#### 【保育所等訪問支援の概要】

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

#### ○対象児童

保育所、小学校など、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

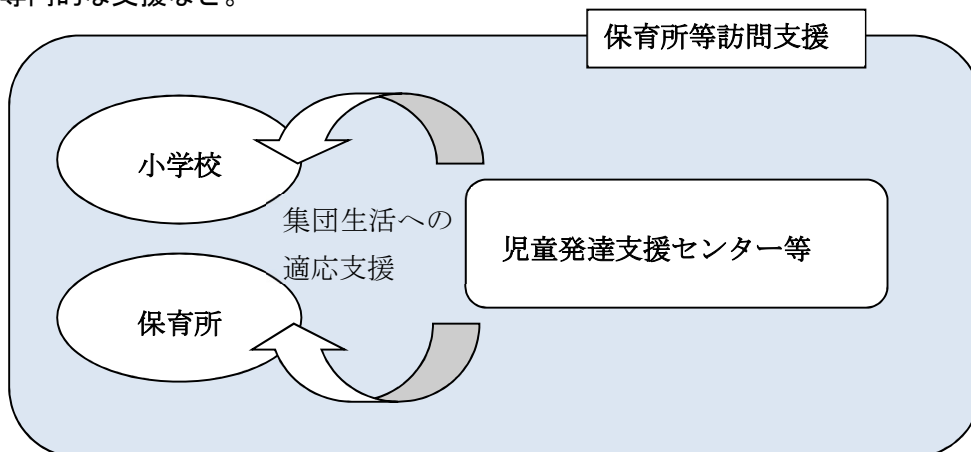
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断します。

#### ○訪問先

保育所、幼稚園・認定子ども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

#### ○提供サービス

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援など。





**③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保**

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を「各市町村に少なくとも一カ所以上確保」することとしています。現在本町には障がい児支援事業所が所在しておらず、本町単独での確保は困難と思われるため、「市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない」があるので、鳥取県東部圏域に所在する事業所との連携体制を構築し支援体制の確保を目指します。

**④ 医療的ケア児支援の協議の場の設置**

国の基本指針では、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、令和八年度末までに「各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける」こととしています。

本町では、他の市町村と比較しても児童の利用者が少ないため、常設の組織での対応ではなく医療的ケア児に該当する児童毎に個別の協議の場を必要に応じて設置し対応することとしています。

**○ 医療的ケア児に関するコーディネーター配置**

国の基本指針では、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる支援を調整するコーディネーターを配置することを基本としています。本町においては、令和5年度現在1名のコーディネーターを配置しており、令和6年度からは基幹相談支援センターにおいてもコーディネーターを配置し、町と基幹相談支援センターが連携して支援の調整にあたる予定です。

※医療的ケア児…医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

### 3 障がい児福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

#### (1) 障がい児福祉サービスの概要

障がい児に対する支援は、児童福祉法に規定されています。

身近な地域で障がい児やその保護者が安心して生活ができるよう、通所サービスや相談支援事業の体制整備に努めます。

サービス区分	サービス内容
児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、その施設の他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	医療の必要な障がい児に、治療及び日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
障害児相談支援	重度の障害などで通所支援の利用が困難な重症心身障がい児に対して、居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援等を受けるために外出することが困難な障がい児の心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

#### (2) サービスの見込量

サービス区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	5人日	5人日	5人日
医療型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	5人日	5人日	5人日
放課後等デイサービス	利用者数/月	3人	3人	3人
	利用人数/月	40人日	40人日	40人日
保育所等訪問支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	10人日	10人日	10人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	10人日	10人日	10人日
障害児相談支援	利用者数/年	3人	3人	3人

**【見込量確保のための方策】**

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 保健・医療・教育等の専門機関と連携し、支援の必要な障がい児又はその保護者の把握に努めます。また、それぞれのライフステージに合わせた支援を行います。
- 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスについて、既存の事業所との連携の強化を図り、サービス量確保のための方策を検討します。
- 障がい児相談支援について、障がい児又はその保護者が専門的な相談を受けることができるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の充実や技能向上等に努めます。
- 医療的ケア児など常時介護を要する障がい児の日中活動や医療的支援を行うため、国や県の助成制度を積極的に活用します。
- 乳幼児期における早期発見や支援を行うために、乳幼児健診や巡回支援専門員等を活用する他、児童発達支援センター等の支援機関と連携しを整備し、身近な地域で児童発達支援や保育・教育・建設機関で過ごすことができる環境の体制整備に努めます。
- 教育委員会など関係機関と連携しニーズの把握を行い、必要な支援が受けられるよう体制整備を行います。

## 第5章 第3期智頭町障がい福祉計画

### 4. 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の中で、「保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な障害児福祉計画において設定するものとする」と定められています。

#### （1）サービスの概要

サービス種別	内容
第1号認定区分での施設利用	幼稚園、認定こども園などの受入施設で、満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
第2号認定区分での施設利用	保育所、認定こども園などの受入施設で、保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
第3号認定区分での施設利用	保育所、認定こども園などの受入施設で、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後等児童クラブ	保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学校就学児童に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えます。

#### （2）サービス見込量

区分		目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号認定	利用者数/年	0人	0人	0人
第2号認定	利用者数/年	1人	1人	1人
第3号認定	利用者数/年	1人	1人	1人
放課後等児童クラブ	利用者数/年	12人	13人	14人

#### 【見込み量確保のための方策】

- 町内には、第1号認定である幼稚園や認定こども園は所在していない為、保育所や放課後児童クラブ等での児童の受け入れ体制の充実に努めます。
- 令和6年1月現在では、第3号認定は0人であり、第2号認定についても現在1人在籍しますが令和4年度は0人という状況であり、常にこれらに該当する児童が在籍するわけではありませんが、随時新規該当者は現れる可能性があるため、各目標値に見込値として設定いたします。
- 放課後等児童クラブは、近年の増加傾向が続くことを想定し目標値を設定しています。
- 保育士・放課後児童支援員などへのサービス連携体制を構築することで支援体制を強化します。



第2期智頭町障がい者計画  
第7期智頭町障がい福祉計画  
第3期智頭町障がい児福祉計画

令和6年3月

発行：智頭町

編集：福祉課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町智頭1875番地

TEL：0858-75-4102

FAX：0858-75-4110